

総合評価落札方式（試行）ガイドライン
【入札参加者用】

<令和6年度版>

令和6年4月

大分県 土木建築部 公共工事入札管理室

目 次

1. 総合評価落札方式について	1
2. 入札方式・落札者決定方式	4
3. 対象工事及び技術提案等の評価の流れ	7
4. 評価の方法	
4-1. 評価タイプの設定	9
4-2. 評価タイプの変更	10
4-3. 技術提案の評価手法と効果検証	11
4-4. 評価しない技術提案の考え方	17
4-5. 技術提案等の評価結果の開示	20
4-6. 技術提案等の履行確認と不履行の取扱い	22
4-7. 「技術提案重視型」の試行	24
4-8. 「企業実績重視型」の試行	25
5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定	26
6. 評価項目	
6-1. 企業の施工実績	
(1) 同種工事の施工実績〔企業〕	29
(2) 工事成績評定点〔企業〕	30
(3) 優良工事表彰履歴	31
(4) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等	32
(5) 指名停止措置	33
(6) 契約後VE	
おおいた 木の良さを生かした建築賞	34
6-2. 配置予定技術者の能力	
(1) 同種工事の施工経験〔配置予定技術者〕	35
(2) 主任（監理）技術者の保有する資格	37
(3) 工事成績評定点〔配置予定技術者〕	38
(4) 優良工事担当履歴	39
(5) CPDの取組状況	40
(6) 専門資格の保有	42
(7) 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用	43
6-3. 地域・社会貢献度	
(1) 地理的条件（本店等の所在地）	46
(2) 防災活動等による貢献（防災協定の締結）	47
(3) 県内企業の活用	48
(4) 特定工事（業務）の受注実績	50
(5) ボランティア活動	51
7. 【参考】評価基準及び関係様式等	52

1. 総合評価落札方式について

(1) 総合評価落札方式とは

公共工事の品質確保を目的として、価格と品質が総合的に優れた調達を行う

※ここでいう品質確保とは、入札時における品質の担保のこと

- ライフサイクルコストの縮減や、工事目的物の品質確保
コンクリートの品質確保に関する技術提案など
- 工事の施工段階における品質確保
安全管理や、環境対策に関する技術提案など
- 企業の能力を適正に審査
技術提案や、施工実績、工事成績評定点、優良工事表彰歴など

(2) 社会的要請と導入の経緯

近年、全国的な建設投資の大幅な減少などにより、低価格での入札が多発し、工事の品質確保が、大きな課題となっている。

このため、平成17年「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行や、平成18年「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の改正、および、全国知事会「都道府県の公共調達に関する指針」の緊急報告・承認などにより、総合評価落札方式の早期導入と拡大が求められるようになった。

こうした流れを受け、国や都道府県を中心に、総合評価落札方式に関する取り組みが開始され、本県でも、平成18年度から導入し、制度の充実に努めている。

なお、平成26年6月4日に公布・施行された改正品確法により、目的に「現在及び将来の公共工事の品質確保」や「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進」が追加され、発注者の責務や多様な入札契約制度の導入・活用が位置づけられた。

(3) 「施工計画等評価タイプ」と「施工実績等評価タイプ」

本県では、国土交通省が示した「マニュアル」を参考に、「施工計画等評価タイプ」を基本とし、比較的簡易な工事については、「施工実績等評価タイプ」を適用している。

また、一部の工事を対象に「技術提案重視型」を平成29年度から、「企業実績重視型」を令和4年度から試行導入している。

○施工計画等評価タイプ

施工規模が大きく、施工難易度も高い工事について、技術力を重視し、より施工能力の高い企業を評価するタイプであり、原則、予定価格2億円以上の工事に適用する。

○施工実績等評価タイプ

施工規模が比較的小さく、簡易な工事について、企業や配置予定技術者の施工実績が優れている企業を評価するタイプであり、原則、予定価格5千万円以上2億円未満の工事に適用する。

○技術提案重視型（H29試行開始）

総合評価において、企業及び配置予定技術者の能力の一部を評価対象外とし、大分県発注工

事の受注実績が少ない企業に対して入札参加を促し、競争性を高めることを目的に試行する。
 (適用工事)「施工計画等評価タイプ」を適用する工事のうち、PC橋梁上部新設工事、鋼橋
 上部新設工事、堰(鋼構造物)工事から各々1件程度を選定

○企業実績重視型(R4試行開始)

施工実績が少ない技術者が配置されやすい環境を整え、技術者の育成・確保を促進することを目的に試行する。

(適用工事)一般土木工事にて試行件数は下表のとおり。

予定価格	5千万円以上8千万円未満	8千万円以上2億円未満
指定件数(各土木事務所当り)	1~3件程度	1件程度

(4) 落札者決定基準

技術評価点の算出において、「標準点」と「加算点」に加えて、公共工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する「施工体制評価点」を設定する。

I. 落札者決定の方法

入札参加者は、価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、次のすべての要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、契約担当者は、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(i) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(ii) 低入札価格調査を行った場合においては、入札価格が不適合ではないと認められた者であること。

II. 評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

(i) 評価値の算出方式

ア 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 × (定数 1,000,000)

イ 技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点

なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点、評価値は少数第5位まで表示する。
 (第6位を四捨五入)

(ii) 技術評価点の設定の考え方

標準点を100点、価格以外の要素である企業の技術力等を評価する加算点は10点~50点、公共工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価点は15点とする。

(iii) 加算点の算出方法

加算点は、個別工事ごとに定めた「評価基準等」に基づき評価を行い、それぞれの得点合計に応じて、換算して求められる点数を加算点として与える。

加算点 = (それぞれの得点合計 / 評価項目ごとの配点の最高点数の合計点数)

× [10点~50点]

(iv) 施工体制評価点の算出方法

入札価格が低入札価格調査基準価格以上の入札参加者には、施工体制評価点として15点を与え、入札価格が低入札価格調査基準価格未満の入札参加者には、施工体制評価点を

与えない。

(5) その他

品質を確保し工事を円滑に実施するためには、地域に精通し信頼される企業が担うことが望ましいので、技術面に加え、地域の安全・安心や、経済、雇用などを地域・社会貢献度として将来にわたる品質の確保につながる評価項目としている。

○地場企業の技術力向上に資する

工事成績評定点や、優良工事表彰歴、CPDなど

○地場企業の育成や地域の安全・安心に資する

地域精通度（本店所在地）や、防災活動、県内企業（下請け）の活用など

(6) 参考法令等

I. 地方自治法施行令

（平成11年2月17日改正追加）

第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、（中略）、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

II. 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

（平成13年3月9日閣議決定；令和4年5月20日最終改正）

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達をおこなうことができる落札者決定方式である。（中略）各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の正確等に応じた適切な活用を図るものとする。

III. 公共工事の品質確保の促進に関する法律

（平成17年4月1日施行；令和元年6月14日最終改正）

（基本理念 第3条 第2項）

公共工事の品質は、（中略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

IV. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

（平成17年8月26日閣議決定；令和元年10月18日最終変更）

発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要である。

2. 入札方式・落札者決定方式

(1) 大分県の入札契約制度の概要

大分県では「落札者決定方式」と「契約締結方法」の組み合わせにより落札者を決定している。

また、地方自治法施行令には、申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合等には、最低価格（最高評価値）応札者を落札者としていないことができると記載されており、いわゆる「ダンピング対策」が法令上認められている。

落札者決定方式

- I. 総合評価落札方式【5千万円以上】（※建築一式工事は1億円以上）
 - (i) 施工計画等評価タイプ【2億円以上】
 - ① 標準型
 - ② 技術提案重視型
 - (ii) 施工実績等評価タイプ【5千万円以上2億円未満】
 - ① 標準型
 - ② 企業実績重視型
- II. 最低価格落札方式【5千万円未満】（※建築一式工事は1億円未満）

契約締結方法

- I. 一般競争入札【4千万円以上】
- II. 指名競争入札【4千万円未満】
- III. 随意契約

ダンピング受注防止対策

- I. 低入札価格調査制度【3億円以上又は総合評価落札方式を適用する入札】
- II. 最低制限価格制度【3億円未満かつ総合評価落札方式を適用しない入札】

※ダンピング受注とは：請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結

※低入札価格調査制度とは：「低入札価格調査基準価格」未満の入札者については、適正な履行が可能であるか否かについて調査したうえで、落札者を決定する制度

※最低制限価格制度とは：「最低制限価格」未満の入札者は、失格とする制度

大分県の入札制度概要 (土木一式工事の標準例)

設計金額 (予定価格)	発注・格付基準	入札方式	落札者決定方式			設計金額 (予定価格)	
27.2億円	特定JV (共同企業体)	一般競争入札	低入札価格調査適用 ※調査基準価格 概ね92% ※失格基準 概ね83%	総合評価落札方式 (個別協議)			27.2億円
5億円	※仮契約、議会 承認後に本契約	(要件設定型) 一般競争入札		総合評価落札方式 (施工計画等評価タイプ) <標準型> <技術提案重視型>	施工計画 30点 実績 20点 計 50点	課題 3題	5億円
3億円	A等級 (特定建設業 許可)				施工計画 20点 実績 20点 計 40点	課題 2題	3億円
2億円	※一部工事で JV適用拡大				施工計画 10点 実績 10点 計 20点	課題 1題	2億円
8,000万円			総合評価落札方式 (施工実績等評価タイプ) <標準型> <企業実績重視型>	実績 10点	課題なし	8,000万円	
5,000万円	A等級			価格競争のみ			5,000万円
4,000万円				価格競争のみ			4,000万円
2,000万円	B等級	指名競争入札	最低制限価格適用 ※最低制限価格 概ね92% 適用なし	価格競争のみ			2,000万円
	C等級			価格競争のみ			
800万円	D等級			価格競争のみ			800万円

- ※ 「発注・格付基準」は一般土木の例である。総合評価落札方式の詳細は入札公告による。
- ※ 総合評価落札方式の課題数は予定価格からの定めた上限数である。
- ※ 総合評価落札方式については、上記加算点のほかに、入札金額に応じて施工体制評価点15点を与える。
- ※ 総合評価落札方式(施工計画等評価タイプ)の適用は、原則、予定価格2億円以上の工事とする。

大分県の入札制度概要 (建築一式工事の標準例)

設計金額 (予定価格)	発注・格付基準	入札方式	落札者決定方式			設計金額 (予定価格)	
27.2億円	特定JV (共同企業体)	一般競争入札	低入札価格調査適用 ※調査基準価格 概ね92% ※失格基準 概ね83%	総合評価落札方式 (個別協議)			27.2億円
5億円	※仮契約、議会 承認後に本契約	(要件設定型) 一般競争入札		総合評価落札方式 (施工計画等評価タイプ) <標準型>	施工計画 30点 実績 20点 計 50点	課題3題	5億円
3億円	A等級 (特定建設業許可)				施工計画 20点 実績 20点 計 40点	課題2題	3億円
2億円	※一億円以上の 工事でJV適用 拡大				施工計画 10点 実績 10点 計 20点	課題1題	2億円
1億円				総合評価落札方式 (施工実績等評価タイプ) <標準型>	実績 10点	課題なし	1億円
8,000万円	A等級	指名競争入札	最低制限価格適用 ※最低制限価格 概ね92%	価格競争のみ			8,000万円
7,000万円							7,000万円
4,000万円	B等級						4,000万円
3,000万円	C等級						3,000万円
1,000万円	D等級					1,000万円	

- ※ 「発注・格付基準」は建築一式の例である。総合評価落札方式の詳細は入札公告による。
- ※ 総合評価落札方式の課題数は予定価格からの定めた上限数である。
- ※ 総合評価落札方式については、上記加算点のほかに、入札金額に応じて施工体制評価点15点を与える。
- ※ 総合評価落札方式(施工計画等評価タイプ)の適用は、原則、予定価格2億円以上の工事とする。

3. 対象工事及び技術提案等の評価の流れ

(1) 総合評価落札方式の対象工事

総合評価落札方式の対象とする工事は、原則として、予定価格 5 千万円（建築一式工事は 1 億円）以上の要件設定型一般競争入札に付する工事とする。

I. 土木建築部

(i) 土木工事

○土木工事のタイプ区分は、下記を基本とする。

施工実績等評価タイプ：予定価格 5 千万円以上 2 億円未満の工事

施工計画等評価タイプ：予定価格 2 億円以上の工事

(ii) 建築工事

○建築一式工事のタイプ区分は、下記を基本とする

施工実績等評価タイプ：予定価格 1 億円以上 2 億円未満の工事

施工計画等評価タイプ：予定価格 2 億円以上の工事

○解体工事など建築一式以外の工事のタイプ区分は、下記を基本とする。

施工実績等評価タイプ：予定価格 5 千万円以上 2 億円未満の工事

施工計画等評価タイプ：予定価格 2 億円以上の工事

(参考) 農林水産部

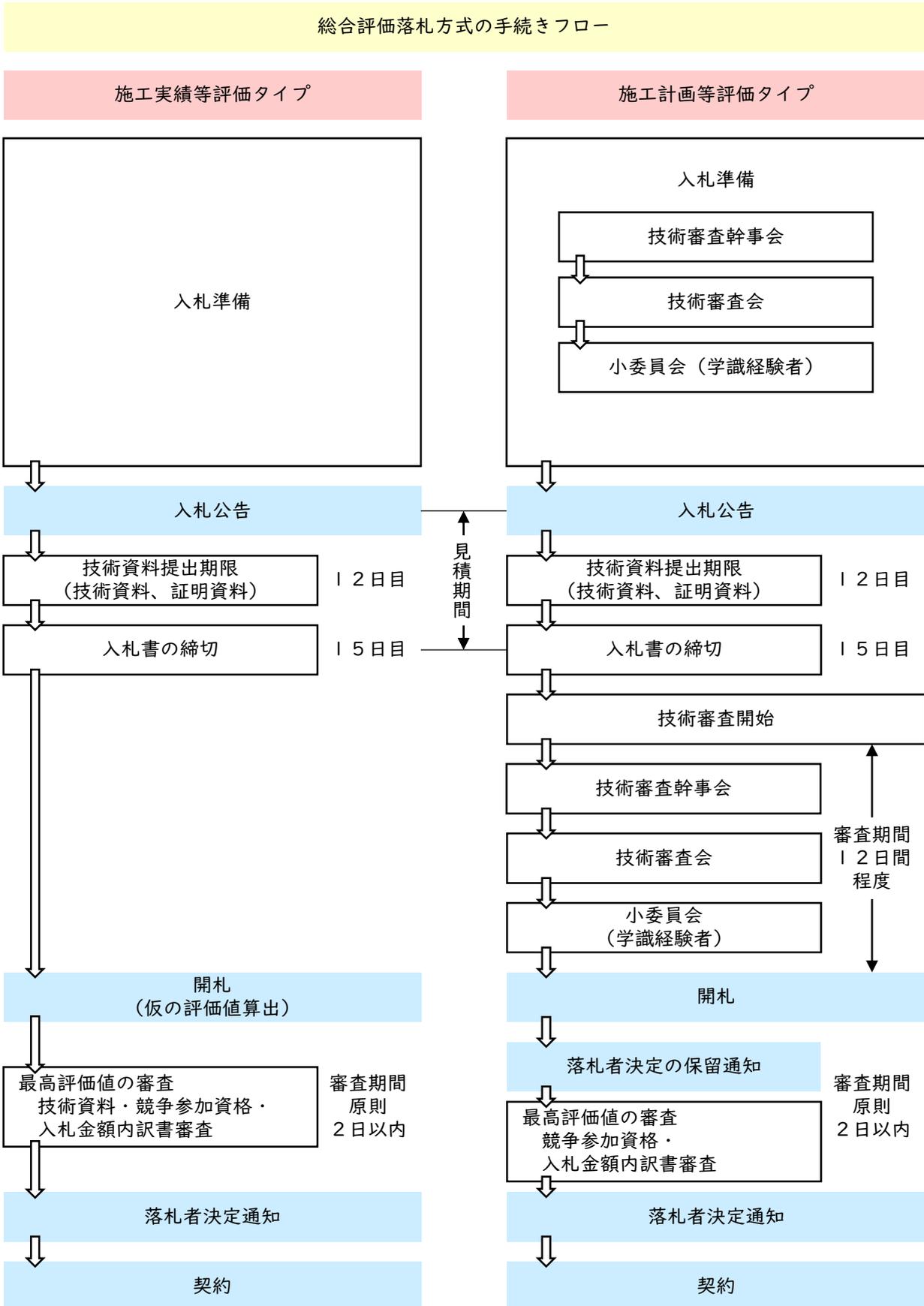
○農林水産部発注工事のタイプ区分は、下記を基本とする

施工実績等評価タイプ：予定価格 5 千万円以上 2 億円未満の工事

施工計画等評価タイプ：予定価格 2 億円以上の工事

(2) 技術提案等の評価の流れ

総合評価落札方式における技術資料等の評価の流れについては、以下の手続きフローを基本として進める。



※低入札価格調査を実施する場合は、落札決定通知までの期間が10日～15日程度遅れる。

4. 評価の方法

4-1. 評価タイプの設定

(1) 評価タイプの設定

I. 施工実績等評価タイプ

一般的に、「施工計画等評価タイプ」に比べて、施工規模が小さく、簡易な予定価格 5 千万円以上 2 億円未満（建築一式工事は 1 億円以上 2 億円未満）の工事に適用し、企業や配置予定技術者の技術能力が優れ、地域に精通した企業を評価する。

II. 施工計画等評価タイプ

施工計画等評価タイプは、施工規模が大きく施工難易度も高い工事を対象としており、原則として予定価格 2 億円以上の工事に適用し、「施工実績等評価タイプ」における評価項目に加え、施工計画に関する技術提案を求め評価する。

<課題数及び配点の標準例>

評価タイプ	施工規模 (予定価格)	施工計画（技術提案）			企業等 実績	合計
		課題数	提案数	点数※	最高	最高
					評価点	評価点
施工実績等 評価タイプ	5 千万円以上 2 億円未満				10	10
施工計画等 評価タイプ	2 億円以上 3 億円未満	1	5	2	10	20
	3 億円以上 5 億円未満	2	10	2	20	40
	5 億円以上	3	15	2	30	50

※1 提案あたりの最高点数を示す。

(留意事項) 課題数の変更をおこなった場合は、変更後の課題数に応じた配点を採用する。

4-2. 評価タイプの変更

(1) 評価タイプ変更のルール

I. 「施工計画等評価タイプ（計画タイプ）」を「施工実績等評価タイプ（実績タイプ）」に変更する場合、又は「計画タイプ」の課題数を変更する場合は、案件毎に技術審査会で検討する。

評価タイプを変更するケースとしては、災害復旧工事等で、緊急に入札契約を行う必要があると認められる場合や、機器費が直接工事費の多く占めており、その他の現場条件においても課題設定が困難であると認められる場合などがある。

II. これまでの評価タイプの変更の実績を考慮し、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」は原則として「実績タイプ」のみの適用とする。

(2) 評価タイプの変更に係る手続き

「計画タイプ」の適用工事のうち、評価タイプの変更を行う場合は、その理由を発注者により整理し、技術審査会で判断を行う。

4-3. 技術提案の評価手法と効果検証

(1) 技術提案の評価手法

I. 技術提案の評価の視点と評価フロー

技術提案の評価にあたっては、公正性と透明性を確保するとともに、提案・審査による入札参加者・発注者の負担軽減を考慮し、評価手法を定めている。

提案評価は2点満点の3段階評価（0点、1点、2点）とし、＜技術提案の評価の指標とポイント＞や「4-4. 評価しない技術提案の考え方」を参考に、＜技術提案の評価フロー図＞に沿って評価を行う。

＜技術提案の評価の指標とポイント＞

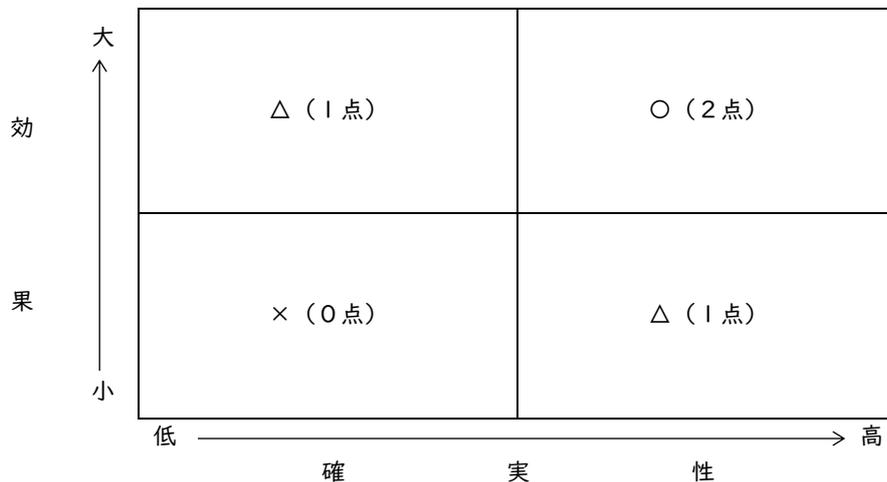
1. 評価の指標

技術提案の評価に関しては、設定している課題に対する「効果」及び「確実性」を指標として行う。

効果：設定している課題に対して的確な提案となっているか、提案による効果がどの程度かの視点で評価

確実性：提案による効果が得られる確実性がどの程度かの視点で評価

評価のイメージ



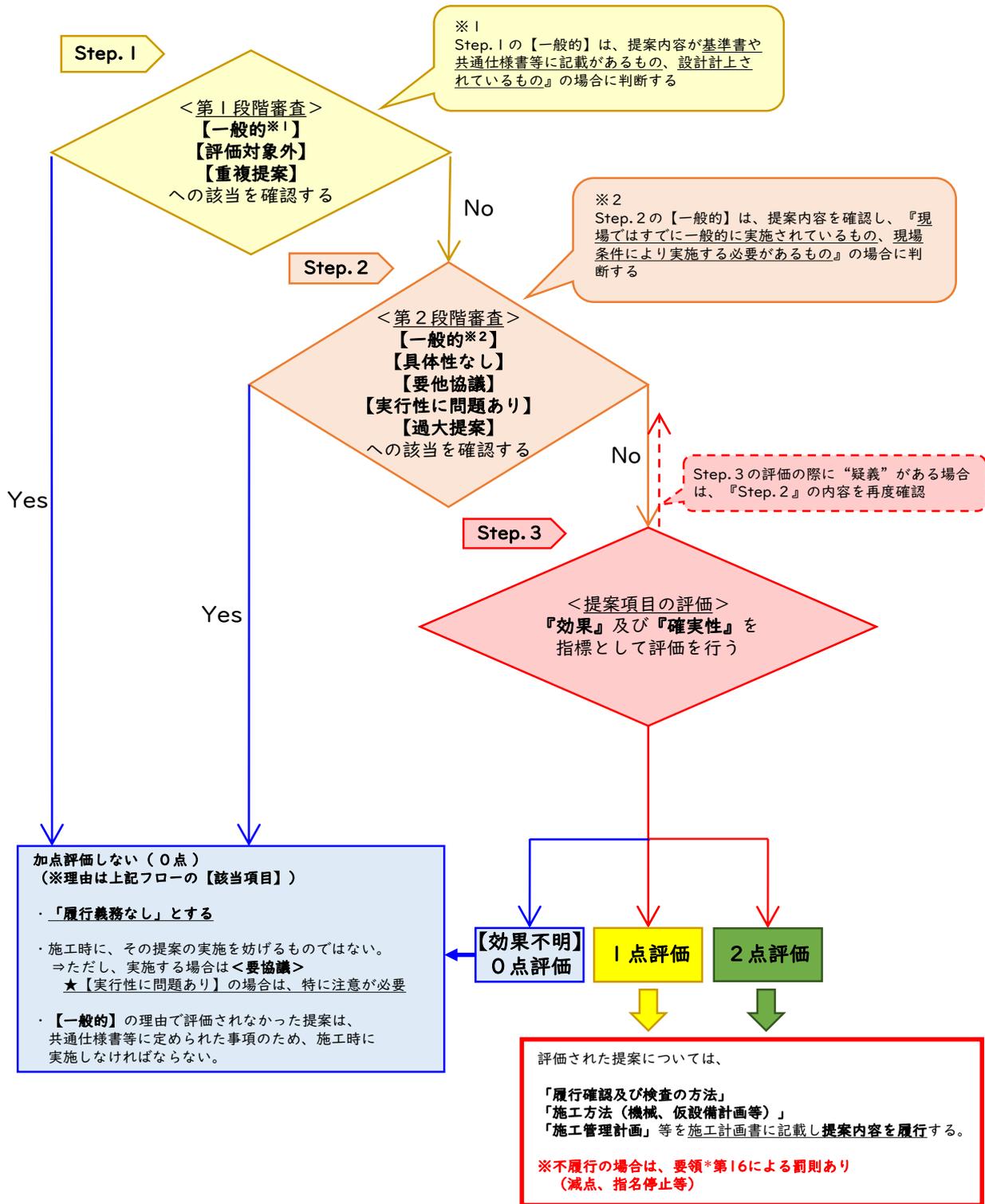
2. 評価のポイント

- ①提案による効果が限定的で著しく小さい場合は、「効果不明」として評価しない
(例) 一部分にしか効果がない品質確保対策、短期間で終わる作業に対する騒音対策など
- ②複数の提案により効果が重複することで、効果が小さくなる場合は評価を提言する。
(例) コンクリート養生シート+塗膜養生の対策、低騒音機械の使用+機械を防音壁で囲う対策など
- ③効果を数値により示している場合は参考とするが、現場条件等を踏まえて評価を行う必要がある。
(例) コンクリート打設時期により効果が変わる対策、対策場所により効果が見込まれれば評価を行う。
- ④効果が数値では表せない場合でも、現場条件から判断して効果が見込まれれば評価を行う。
(例) コンクリート締固めや養生の工夫、粉塵や水質汚濁の発生源対策など
- ⑤1つの提案項目に複数の提案であっても、一連の提案となっていれば「複数提案」に該当しない。
(例) 粉塵対策として仮舗装+タイヤ洗浄機を一連で設置する提案など
- ⑥発注者が意図する提案でない場合でも、評価対象外として条件明示していなければ評価対象となる。

3. 「過去評価の取扱い」

- ①原則として、過去3年間のものを参考とする。(技術の進捗や積算の標準化を考慮)
- ②「過去評価」にとらわれず、現場条件を考慮し評価を行う。(あくまでも評価の参考とするもの)

<技術提案の評価フロー図>



II. 課題設定の方針

技術提案の評価を適切に行うためには、課題設定における適切な条件等の明示が重要であることから、下記の事項に留意して設定を行う。

- 発注者として本来、設計図書の中で対応（設計計上）が必要な事項にもかかわらず設計計上せずに、受注者に補ってもらう為の課題設定は行わない。
- 評価し易い課題設定を目指し、提案5項目3段階評価が不向きな課題は避ける。
- 現場条件変更等で変更契約対象になる可能性がある事項の課題設定は避ける。
- 工事目的物の品質確保に関する課題を優先して設定することとし、工事目的物の品質確保に関する課題が無い場合には、工事施工時の品質確保（安全や環境対策等）を設定する。
- 技術提案を求めることが過度（オーバースペック）と考えられる課題設定は行わない。（無筋構造物など通常施工による品質確保で事足りる場合等）
- 課題設定をする際に、構造物や施工上の留意点に対して設定し、留意点以外にも幅広く技術提案を求めることのない様に努める。
- 工程計画課題は、供用開始等の事業工程に基づき、工期内完成を前提に発注することから、原則として課題としない。
- 後発工事への部分引渡し等、やむを得ず課題設定する場合は、基準審査段階で「評価ルール」を定め、課題（公告様式：別表1の2）に評価視点を記載する。

III. 技術提案資料の様式（施工計画に関する技術的所見）

技術提案資料への記述に具体性がなく評価できない提案を減らすこと、入札参加者の作成時及び発注者の評価作業時の事務量負担軽減を考慮し、技術提案資料の様式を定めている。

以下の5項目を必須項目として定め、技術資料様式2に記載する。

- ①従来の施工、②提案内容、③提案の効果、④使用機（資）材、数量、範囲等
- ⑤提案費用（設計図書上の施工方法と提案工法との差額とする。）

※必須項目の記載漏れがある場合は具体性のない提案と判断し評価しない。

<技術資料様式2（施工計画に関する技術的所見）>

施工計画に関する技術的所見

工事名： ○○第○号○○工事

会社名： _____

課題番号	△	課題名	「□□対策」
------	---	-----	--------

※施工上の課題に対応した具体的な施工計画(対策)について、別表1の2に留意のうえ、記載(提案)すること。評価については、本様式(技術資料様式2)に記載された内容によるものとする。

なお、工事名・会社名・課題番号・課題名を記入の上、提案の記載については次の取扱いに注意すること。

- (1)施工上の課題1つに対して、本様式(A4用紙)1枚の範囲内(5項目まで)で提案すること。
- (2)提案項目それぞれに簡易なタイトルを記載のうえ、具体的な内容・説明等を簡潔に記載すること。
- (3)本様式に加え、補足説明資料をA4用紙にて5枚まで添付することができる。なお、6枚以上添付されていた場合、6枚目以降は補足説明資料として取り扱わない。
- (4)1つの提案項目欄にまとめて複数の提案を記載しないこと。(記載していた場合は、最初に記載した提案のみを評価対象とする。)

(5)提案にあたり、以下の5つの内容を必須とするので必ず記載すること。記載がない場合は具体性のない提案と判断し評価しない。
①従来の施工、②提案内容、③提案の効果、④使用機(資)材、数量、範囲等、⑤提案費用(設計図書上の施工方法と提案工法との差額とする。)

(6)「具体的な提案内容」欄に記入する文字サイズは、10ポイント程度とする。(1提案あたり400字以内)

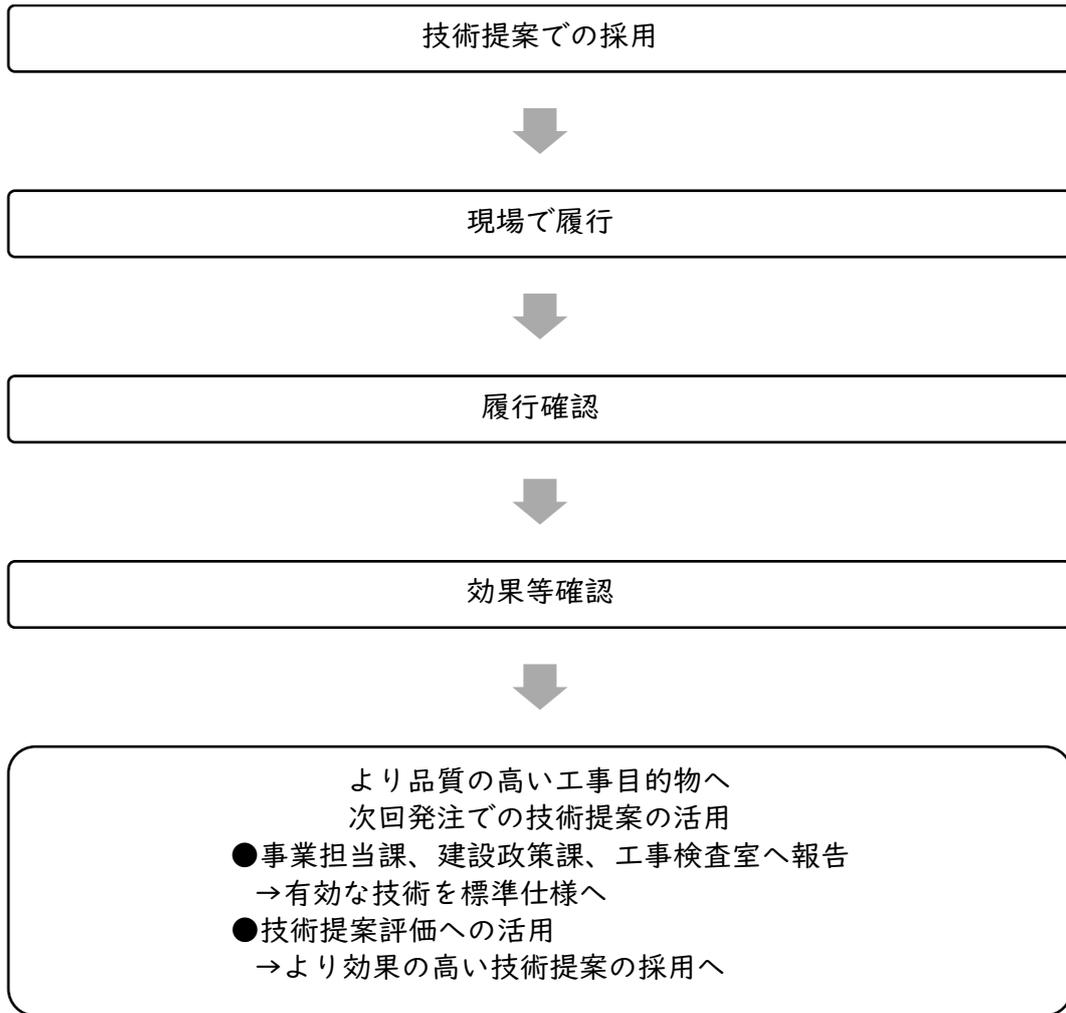
提案項目(1)	(タ イ ト ル)	提案費用 (概算額)	⑤	万円	発注者 使用欄
	具体的な提案内容	① ② ③ ④			

(2) 技術提案の効果検証

現場で履行した技術提案の効果を次回発注や同様な工事の技術提案評価へつなげる仕組みとして、以下の〈効果検証のフローと留意点〉のとおり効果の検証を行う。

技術提案の履行報告は、〈技術提案履行報告書〉を受注者が作成し、発注者へ報告することを特記仕様書に位置づけ、受注者から提出がされた資料の発注者記入欄に記載したうえで、完成検査時に検査員に写しを提出し、確認を受ける。

〈効果検証のフローと留意点〉



【留意点】

- ①技術提案の履行報告は統一様式を使用
- ②技術提案の履行結果を受注者、発注者ともに評価を実施
(4段階での技術提案の効果を評価)
- ③入札公告及び特記仕様書に、技術提案の履行状況資料の提出を位置づけ
- ④履行報告書に提案費用の精算額を記載
- ⑤完成検査時に検査員に写しを提出し確認を受ける

<技術提案履行報告書>

技術提案履行報告書（課題毎）

工事名 ○○第○号○○工事

会社名

課題名	発注者 評価の 有無	監督員 確認 状況	履行の 可否						
<table border="1"> <tr> <td>（ タ イ ト ル ）</td> <td>提案費用 （精算額）</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（具体的な内容・説明等）</td> </tr> </table>	（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円	（具体的な内容・説明等）					
（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円							
（具体的な内容・説明等）									
<table border="1"> <tr> <td>（ タ イ ト ル ）</td> <td>提案費用 （精算額）</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（具体的な内容・説明等）</td> </tr> </table>	（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円	（具体的な内容・説明等）					
（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円							
（具体的な内容・説明等）									
<table border="1"> <tr> <td>（ タ イ ト ル ）</td> <td>提案費用 （精算額）</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（具体的な内容・説明等）</td> </tr> </table>	（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円	（具体的な内容・説明等）					
（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円							
（具体的な内容・説明等）									
<table border="1"> <tr> <td>（ タ イ ト ル ）</td> <td>提案費用 （精算額）</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（具体的な内容・説明等）</td> </tr> </table>	（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円	（具体的な内容・説明等）					
（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円							
（具体的な内容・説明等）									
<table border="1"> <tr> <td>（ タ イ ト ル ）</td> <td>提案費用 （精算額）</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（具体的な内容・説明等）</td> </tr> </table>	（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円	（具体的な内容・説明等）					
（ タ イ ト ル ）	提案費用 （精算額）	万円							
（具体的な内容・説明等）									

・「発注者評価の有無」については、技術提案が応札時に発注者から評価され履行義務がある場合は「○」、評価されておらず履行義務が無い場合は「×」とする。

・「監督員の確認状況」については、履行状況を監督員に確認してもらっている場合は「○」、確認してもらっていない場合は「×」、評価されておらず履行確認の対象外は「-」とする。

・「履行の可否」については請負者による履行可否の判断とする。応札時と同じ提案内容で履行している場合は「◎」、応札時から提案内容を変更して履行している場合は「○」、履行していない場合は「×」、評価されておらず履行義務が無い場合は「-」とする。

・履行報告確認書①は履行義務がある提案毎に作成する。必要に応じて応札時の補足説明資料及び写真やデータなどを添付する。（添付資料様式有）。

・技術提案履行報告書は完成検査時に検査員に写しを提出する。

技術提案履行報告書（提案毎）

工事名： ○○第○号○○工事

会社名： _____

課題名	「□□対策」	提案番号	△
提案項目	(タ イ ト ル) (具 体 的 な 内 容 ・ 説 明 等)		
補足説明	《内容説明》		
変更	《現場条件の変更による内容変更等》		
履行状況	《提案項目の確認状況及び確認内容等》		
効果等	《技術提案の履行による効果等》 <hr/> 《技術提案の履行における問題点等》		
受注者の評価	<input type="checkbox"/> 効果が大きい <input type="checkbox"/> 効果はあるが小さい <input type="checkbox"/> 効果の有無を確認できない <input type="checkbox"/> 効果はみられない <input type="checkbox"/> 評価困難(できない)		
発注者の評価	<input type="checkbox"/> 効果が大きい <input type="checkbox"/> 効果はあるが小さい <input type="checkbox"/> 効果の有無を確認できない <input type="checkbox"/> 効果はみられない <input type="checkbox"/> 評価困難(できない)		
※完成検査時点で効果の判断ができない場合(将来しかわからないもの等)は評価困難を選択する。			
《履行状況写真及びデータ等》			

4-4. 評価しない技術提案の考え方

これまでに実施した評価結果及び履行確認の結果に加え、国及び他都道府県の取組を参考に「評価しない理由」の考え方及び、評価しない技術提案事例をとりまとめ大分県ホームページで公表している。

(1) 「評価しない理由」の考え方

技術提案で評価しない理由を項目毎に整理し、その理由をとりまとめている。
評価結果において、評価しない技術提案については、該当する項目名を記載する。
詳細については、<「評価しない理由」の考え方>を参照のこと。

(2) 評価しない技術提案事例

評価しない技術提案を「評価しない技術提案事例」として指定する。
過大提案として評価しない提案は、「評価しない技術提案事例」に記載している提案に限定する。
詳細については、<評価しない技術提案事例>を参照のこと。

(3) 過大提案の選定

過大提案とは、「過度なコスト負担を要する提案」又は「要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する提案」として大分県が事前に指定した技術提案である。

これまでの技術提案の履行確認結果や、国等における過大提案の位置づけなどを参考に、毎年度過大提案等の拡充を行っている。

< 「評価しない理由の考え方」 >

2024年4月1日時点

項 目	内 容	備 考
【一般的】	<ul style="list-style-type: none"> ・基準書や共通仕様書等に記載されているもの、および当該設計書に設計計上されている工法や材料等。 ・現場ですでに一般的に実施されているもの。もしくは現場条件により実施する必要があるもの。 	
【評価対象外】	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が指定した評価項目に対し、的確な技術提案となっていないもの。 ・工事目的物の形状、寸法、材質等の変更を伴うもの。 ・技術提案内容の確認が著しく困難なもの。 	
【重複提案】	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの課題及び複数の課題に対して文章及び内容が同じ技術提案を複数の提案項目に記載した場合は、2つ目以降を重複提案として評価対象としない。 	
【具体性なし】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案は記載されているが、具体的な手法や方法が記載されていない。 ・施工方法に関する提案の場合で、所要の品質が確保されていることが明示されていない。 ・提案内容を履行した場合に工事の施工が可能であるかが判断できない。 ・「技術資料様式2」の各提案項目における①～⑤の必須項目が記載されていないもの。 	
【要他協議】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を履行するにあたり、他の関係機関（他の工事受注者を含む）との協議、調整が必要な場合。 	
【実行性に問題あり】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案を履行することで、工事目的物そのものの品質に問題が生じる恐れがある場合、他の工事や第三者（一般利用者等）などに悪影響を及ぼす可能性がある場合や履行することで工程に遅れが生じることがあきらかな場合など、提案を履行すると支障や問題が発生する場合。 	
【過大提案】	<ul style="list-style-type: none"> ・「過度なコスト負担を要する提案」又は「要求水準に対し過剰な品質・性能を実現する提案」として大分県が事前に指定した技術提案。 	<p>「過大提案として大分県が事前に指定した技術提案」とは、『評価しない技術提案事例(大分県ホームページ掲載)』に評価しない理由として【過大提案】と記載した提案を指す。</p>
【効果不明】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容や履行方法は記載されているが、履行した際に従来工法に比べ、どの程度効果があるのかわからない。 	
【効果不明】 ※効果小	<ul style="list-style-type: none"> ・提案を履行した場合でも、その効果が限定的できわめて小さいもの。 	<p>他の提案と効果が重複する提案の評価に際して、当該提案の効果が低減すると判断される場合には、低減された効果に対して評価を行う。</p>
(複数提案)	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの提案項目に複数の提案が記載されている場合。なお、複数提案の場合は、一番最初に記載された提案のみを評価する。 	<p>『一連の提案』により提案の効果を発揮するものは、複数提案とは判断しない。</p>

<評価しない技術提案事例>

2024年4月1日時点

評価しない理由	番号	課題分類※	評価しない項目
一般的	1	コンクリートの品質確保対策	コンクリートの骨材に石灰石を使用
一般的	2	コンクリートの品質確保対策	星型スペーサ使用によるスペーサ周囲に発生する空隙を低減する提案
評価対象外	3	(トンネル) 地質変化等への対応策・安全対策	工事目的物のロックボルトを材質変更(鋼管膨脹型ロックボルトに変更、定着材の変更等)
評価対象外	4	塗装の品質確保対策	塗料を増塗りする提案、塗膜厚を設計値から変更する提案
要他協議	5	安全対策	地域住民等への工事内容の周知
過大提案	6	コンクリートの品質確保対策	ひび割れ誘発目地の追加設置
過大提案	7	コンクリートの品質確保対策	コンクリートのひび割れ抑制対策のための補強鉄筋(用心鉄筋も含む)の追加配置
過大提案	8	コンクリートの品質確保対策	エポキシ樹脂被膜による鉄筋の保護
過大提案	9	コンクリートの品質確保対策	コンクリートの配合(強度変更も含む)及び混和材、混和剤(急結剤、繊維補強材を含む)に関する提案
過大提案	10	コンクリートの品質確保対策	高性能収縮低減剤の塗布
過大提案	11	コンクリートの品質確保対策	非鋼繊維補強コンクリートの使用
過大提案	12	コンクリートの品質確保対策	高強度吹付コンクリートの使用
過大提案	13	コンクリートの品質確保対策	養生終了後に表面にコンクリート劣化防止剤(表面含浸剤等)の塗布
過大提案	14	防水仕上の品質確保対策	防水施工完了後に耐候性塗料の塗布
過大提案	15	塗装の品質確保対策	塗装完了後に防錆防水塗料の塗布
過大提案	16	コンクリート削孔における品質確保対策	橋梁補修・補強工事におけるウォータージェット工法による削孔
過大提案	17	PCケーブル工の品質確保対策	PC鋼材、シースの材料変更に関する提案
過大提案	18	PCケーブル工の品質確保対策	施工箇所外部からの伸び量や緊張力の計測に関する提案
過大提案	19	PCケーブル工の品質確保対策	横締ケーブルの充填及び緊張管理に関する提案
過大提案	20	安全対策	交通整理員、交通誘導員、見張り員等の追加配置
過大提案	21	安全対策	安全監視船(誘導船含む)の追加配備
過大提案	22	濁水対策	汚濁防止フェンスの追加設置及び機能強化
過大提案	23	(トンネル) 地質変化等への対応策・安全対策	計測設備の増設(地山挙動の監視、応力・変位の自動測定等)
過大提案	24	(トンネル) 地質変化等への対応策・安全対策	地質条件(湧水含む)に伴い設計変更対象となる掘削補助工法※に関する提案
過大提案	25	(トンネル) 濁水・騒音・振動対策	発破区間を機械掘削で施工
過大提案	26	生産性向上に関する取組	労働環境改善として現場作業空間の遮風・雨避けシートの設置
効果不明	27	騒音・振動対策	騒音や振動の測定のみ(事後対策なし)

上記項目と異なる提案であっても、上記の提案と同一とみなされる場合は評価しない。

上記項目に記載がない提案であっても、評価しない場合がある。

※課題分類におけるコンクリートには、トンネルの覆工コンクリート及び吹付コンクリートも含む。

※掘削補助工法は「土木学会：トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説，解説表 6.1.1，2016.8」を参照のこと。

4-5. 技術提案等の評価結果の開示

評価結果の開示をルール化することで、透明性を向上させるとともに、履行しなければならない技術提案を明白とし、技術提案の不履行には厳正に対処することで、総合評価落札方式の適切な制度運用を図っている。

(1) 評価結果の開示ルール

評価した提案については履行義務が発生することから、受注者において評価結果の開示請求を行い、履行義務がある提案を確認する必要がある。

また、落札者以外についても、技術力向上を目指した調査研究を行えるように開示を行っており、“当該工事の落札者決定後”から開示可能としている。

開示方法については、「施工計画等評価タイプ」では、原則、Eメールによる評価結果開示を行うこととしており、「施工実績等評価タイプ」では、各発注機関で開示を行う。

[開示ルール]

○入札参加者からの申し出により自社分のみを開示する。

○技術提案に関しては、提案に対する評価の有無、評価しない理由を開示する。

技術提案に関する評価結果の開示資料は、＜技術提案評価結果資料＞とする。

○開示は落札決定後とし、開札日を含む年度の次年度末までを開示期間とする。

○開示手続きのフローは、＜技術提案等の評価結果の開示手続きフロー＞のとおりとする。

「施工計画等評価タイプ」の落札者には評価結果開示資料を発注者より通知する。

○応札者から質疑があれば電話や対面・オンラインでの説明も行う。

技術提案の評価の質疑では評価の有無、評価しない理由を開示する。評価した提案の評価点内訳、評価した理由は開示しない。

<技術提案評価結果資料>

総合評価技術提案審査資料（参考例）

様式B

工事名：令和〇年度 △△第〇号 ○〇〇〇工事

評価配点	0点～10点				0点～10点			
	課題1				課題2			
	コンクリートの品質確保対策	評価	評価しない理由	評価点	一般交通に対する安全対策	評価	評価しない理由	評価点
会社名	提案①	○		7.0	提案①	×	【効果不明】	3.0
	提案②	○			提案②	×	【実行性に問題あり】	
	提案③	○			提案③	○		
	提案④	○			提案④	○		
	提案⑤	×	【効果不明】		提案⑤	×	【一般的】	

<技術提案等の評価結果の開示手続きフロー>

※大分県ホームページに掲載している資料

①施工計画等評価タイプの評価結果開示（土木建築部）

評価結果の開示は「公共工事入札管理室（県庁）」でおこないます。

- 入札参加者からの申し出により自社分のみ開示します。
- 施工計画に関する技術的所見の評価結果は、評価の有無、評価しない理由を開示します。
- 落札者には評価結果開示資料を発注者より通知します。
- 開示の時期は落札者決定後から次年度までとします。
- 開示は大分県電子申請システムにて申請してください。

【 手 順 】



1. [大分県電子申請システム](#)にて必要事項を記載して開示を申請する。
※記載内容の不備や本人確認ができない場合、担当者より連絡をします。



2. Eメールで評価結果資料が届く。



3. 評価結果に質疑があれば、電話や対面、オンラインにて面談ができる。
[大分県電子申請システム](#)にて必要事項を記載して面談を申請する。
※面談が長時間とならないよう事前に質問事項等を整理してください。
技術提案の評価の質疑では評価の有無、評価しない理由を開示します。
評価した提案の評価点内訳、評価した理由は開示しません。
オンライン面談の場合は、Z o o mを原則とします。対応が困難な場合は相談してください。



4. Eメールで面談の案内が届く。

②施工実績等評価タイプの評価結果開示（土木建築部）

評価結果の開示は「各発注機関」でおこないます。

- 入札参加者からの申し出により自社分のみ開示します。
- 開示の時期は落札者決定後から次年度までとします。
- 開示の申し込みは公告に記載された担当部局へご連絡ください。
- 来庁の際には所属（会社）と本人確認の為、名刺等をお持ちください。

【 手 順 】

1. 電話にて各発注者へ下記事項を伝えて、開示の申請をおこない、開示の日時を予約する。
①開示する工事番号、工事名、路河川名、②会社名、③担当者氏名、④担当者の連絡先（電話番号）



2. 予約日時に発注機関へ訪庁する。



3. 本人確認を行い、自社分の評価結果を開示を受ける。
※所属（会社）と本人確認の為、名刺等をお持ちください。

4-6. 技術提案等の履行確認と不履行の取扱い

(1) 技術提案等の履行確認

履行義務のある技術提案の履行確認を徹底し、技術提案の不履行に対し厳正に対処することで総合評価落札方式の適切な制度運用を図るとともに、実行性の疑わしい提案やオーバースペックとなる提案等を排除する効果も期待できる。

特記仕様書に履行義務のある技術提案等に関して、①対象となる技術提案等の確認を行うこと、②施工計画書にその内容に応じた資材や施工方法を記載すること、③「技術提案履行報告書」により発注者へ履行状況を報告し、検査時に提出することなどを位置づけており、検査時に履行状況の確認を行う。

※「技術提案履行報告書」の様式は、〔4-3. 技術提案の評価手法と効果検証〕を参照のこと。

<特記仕様書（記載例）>

第〇条 総合評価落札方式の試行

本工事は、大分県総合評価落札方式試行要領に基づく試行対象工事である。

- 1 入札参加時に提出する技術資料等の作成費用は入札参加者の負担とする。
なお、提出された技術資料等の返却及び公表は行わない。
- 2 受注者は、技術資料等に記載した技術提案等の内容について、その履行義務を発注者に確認すること。
なお、加点評価されなかった技術提案は「履行義務なし」とする。
また、加点評価されなかった技術提案を実施するか否かは受注者の選択によることとするが、「一般的」等の理由で評価されなかったものは、共通仕様書等に定められた事項として実施しなければならない。
- 3 受注者は、履行義務のある技術提案等についての施工(実施)計画、履行確認及び検査の方法、その他必要な事項について監督員と協議のうえ確認し、工事着手前に提出する施工計画書に明記すること。
ただし、技術提案等の履行、履行確認及び検査方法に伴う経費は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、履行義務のある技術提案等の内容に応じて、「主要機械」、「主要資材」、「施工方法(主要機械、仮設備計画等を含む)」、「施工管理計画」、「安全管理」、「交通管理」、「環境対策」、「現場作業環境の整備」等について、施工計画書に適切に反映し、監督員の確認を受けること。
- 5 受注者は、「技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用」で評価された技能者を発注者に確認し、その活用計画を施工計画書等へ適切に反映させること。履行報告は、入札参加時に提出した技術資料に対し「技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用計画の履行報告書」に実績を記入すること。併せて従事日数が確認できる資料を添付すること。
なお、対象となる職種(配置工種)は本工事の内容に該当するものとし、1職種1名の実績から履行を認める。また、現場着手後、建設マスター及び登録基幹技能者を変更する場合は、同じ職種に限り、変更を認める。
- 6 受注者は、履行義務のある技術提案については、定められた「技術提案履行報告書」にて、発注者へ履行状況を報告するものとする。履行状況がわかるように必要に応じて資料等を添付すること。また、完成検査時には別途「技術提案履行報告書」を取りまとめ、発注者へ提出すること。
- 7 受注者は、技術資料等及び施工計画書に記載した履行方法等により誠実に提案内容を履行すること。
ただし、技術資料等及び施工計画書に記載した履行方法等により技術提案等の履行が困難になった場合は、直ちに監督員に報告すること。
- 8 受注者の責めにより、技術資料等に記載された内容が履行できない場合(発注者に無断で施工計画書に記載した履行方法等に反する方法で実施した場合を含む。)の措置については、大分県総合評価落札方式試行要領及び本仕様書によるものとする。
 - ① 受注者が落札決定に反映された技術提案等を履行できなかった場合は、工事成績評定点の減点対象とする。
 - ② 受注者が落札者決定に反映された技術提案等を履行できなかった場合は、指名停止措置に基づく指名停止をおこなうことができるものとする。
 - ③ 受注者が落札者決定に反映された技術提案等を履行できなかった場合(再度施工が困難、あるいは合理的でない場合に限る。)は、減額変更の対象とし、また損害賠償を請求することができるものとする。

(2) 技術提案等の不履行の取扱い

技術提案等の不履行の取扱いを定め、以下のとおり大分県ホームページに公表している。

大分県総合評価落札方式 技術提案等の不履行の措置について

(技術資料の担保)

総合評価落札方式の実施にあたっては、技術提案等が契約内容となるため、これらが履行出来ない場合若しくは履行不可能と判断される場合等の措置をあらかじめ明確にするもの。

(履行対象)

受注者は、評価を受けた技術提案等について履行義務があり、施工計画書にその内容を記載し、適切に履行しなければならない。また、評価を受けていない技術提案等についても、仕様書等により実施が必要な項目は確実に施工するものとする。

※ 総合評価落札方式の技術提案等において履行対象となる項目は、評価された項目がすべて対象となる（施工計画における技術提案だけでなく、配置予定技術者や県内企業の活用等のすべての項目が対象）。

(低入札価格調査時における措置)

低入札価格調査において、評価を受けた技術提案等に虚偽や履行不可能と判断された項目がある場合について、その技術提案等により落札決定に影響がある場合は不適格と判断して、次順位者を調査対象者とする。

ただし、その技術提案等により落札決定に影響がない場合は、工事成績評定点を減点するとしてうえて、低入札価格調査を継続するものとする。

(条件変更等)

現場条件の変更等により、技術提案等の履行が困難となった場合は、すみやかに書面にて監督員に協議を行い、その協議の結果、受注者の責によらない現場条件の変更等により履行が出来ないと判断された場合は、履行対象外とする。

また、受注者の責によらない事由による工期延長に伴う延長期間中における技術提案等については、履行義務を果たしている場合に限り、受発注者間の協議により、実施しないことができる。

なお、真にやむを得ない場合等により主任（監理）技術者の変更が発生した場合、評価基準表の「配置予定技術者の能力」の加算点の合計と同等以上の評価となる技術者を配置しなければならない。

(技術提案等の不履行の措置)

監督員は不履行が判明した時点で、すみやかに是正指導（書面）を行い、再度履行を促すこととし、是正指導（書面）を行っただけでも履行されない場合、又は再度の施工が困難な場合は、発注者は「口頭注意」、「文書注意」を行っただけで工事成績評定点を減点するものとする。

さらに、不履行となった技術提案等による加算点が落札決定に影響を及ぼす場合は、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づき処分を決定する。

ただし、真にやむを得ない場合等により主任（監理）技術者の変更が発生し同等以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点の減点のみの措置とする。

また、技術提案等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合や工事目的物等への影響が大きい場合は、別途措置を検討のうえ指名停止措置を行うことがある。

4-7. 「技術提案重視型」の試行

(1) 試行の目的

大分県発注工事の実績は少ないものの、国や他の自治体の施工実績を有し技術力のある優良な企業に対して入札参加を促し、競争性を高めることを目的に、平成29年度から「技術提案重視型」を試行している。

(2) 対象工事

対象工事は、発注工事量が少なく受注企業の偏りが見られる3工種から、毎年度、各工種1件程度を選定し試行する。

〔試行対象工事〕

「施工計画等評価タイプ」を適用する工事のうち、下記3工種から選定
 「PC橋梁上部新設工事」、「鋼橋上部新設工事」、「堰（鋼構造物）工事」

(3) 評価の考え方

企業及び技術者に係る実績評価の一部を評価対象外とし、施工計画を重視した評価基準とする。

I. 施工計画

標準型と同様に、発注者が設定した課題に対し、提出された技術提案を評価する。

II. 実績評価

「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」に係る工事成績評定、優良工事表彰に関する項目を評価対象外とし、企業及び技術者の配点に割り振る。

<技術提案重視型の評価基準例>

(予定価格2億円以上3億円未満のPC橋梁上部新設工事の場合)

評価視点	評価項目	標準型		技術提案重視型	
		配点	加算点	配点	加算点
施工計画	工事毎にテーマを定め、1課題につき5項目	10	10	10	10
実績評価	企業の実績				
	過去10年間に履行した同種工事の施工実績の有無	2.0	4.2	3.4	3.6
	過去4年間の工事成績評定点の平均値	1.8		-	
	前年度の優良工事表彰履歴	0.2		-	
	ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等	0.2		0.2	
	指名停止措置の有無	-0.5		-0.5	
	技術者の能力				
	過去10年間に技術者等として履行した同種工事の施工実績の有無	1.6	3.9	3.2	4.5
	過去4年間の工事成績評定点の最高点	1.2		-	
	過去2年間の優良工事担当履歴	0.3		-	
	C P D (継続教育) の取組状況	0.3		0.5	
	専門資格の保有	0.2		0.3	
	技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用	0.3		0.5	
	地域貢献・度社				
建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	1.0	1.9	1.0	1.9	
大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の有無	0.5		0.5		
当該工事に係る大分県内企業の活用計画	0.4		0.4		
	計		20.0		20.0

4-8. 「企業実績重視型」の試行

(1) 試行の目的

国等の施工実績を有するものの、大分県発注工事の施工実績の少ない技術者（「配置予定技術者の能力」に関する評価点が低い技術者）が配置されやすい環境を整え、技術者の育成・確保を促進することを目的に、令和4年度から「企業実績重視型」を試行している。

※大分県発注工事の施工実績の少ない技術者は、予定価格4～5千万円の要件設定型一般競争入札（事後審査型）で実績が積めることとしているが、対象工事件数が少ないことから、施工実績を積める対象工事の枠を拡大するもの。

(2) 対象工事

対象工事は、一般土木工事の一部とし、予定価格4～5千万円の発注件数の実績を踏まえ、各土木事務所で選定し試行する。

[試行対象工事]

- 一般土木工事のうち、公共工事入札管理室が指定した件数にて発注者が選定
- 工事内容や現場条件等が一般的な（難易度が高くない）工事

試行対象工事の指定件数（全体で30件程度）

予定価格	5千万円以上8千万円未満	8千万円以上2億円未満
指定件数（各土木事務所当り）	1～3件程度	1件程度

(3) 評価の考え方

技術者の能力に係る評価の一部を評価対象外とし、企業の施工実績を重視した評価基準とする。

I. 配置予定技術者の能力

「配置予定技術者の能力」に係る工事成績評定及び、優良工事担当履歴に関する項目を評価対象外とする。

II. 企業の施工実績

「配置予定技術者の能力」において評価対象外とした項目の配点を比例配分で加算する。

<企業実績重視型の評価基準例>

（予定価格8千万円未満の一般土木工事）

評価視点	評価項目	標準型		企業実績重視型		
		配点	加算点	配点	加算点	
企業の技術力	企業の施工実績	過去10年間に履行した同種工事(〇〇工事)の施工実績の有無	1.0	3.2	1.5	4.7
		過去4年間の工事成績評定点の平均値	2.0		3.0	
		ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等	0.2		0.2	
		指名停止措置の有無	-0.5(減点)		-0.5(減点)	
	配置予定技術者の能力	過去10年間に履行した同種工事の施工経験の有無	0.8	3.4	0.8	1.9
		主任(監理)技術者の保有する資格	0.6		0.6	
		過去4年間の工事成績評定点の最高点	1.2		-	
		過去2年間の優良工事担当履歴	0.3		-	
	CPD(継続教育)の取組状況	0.2		0.2		
	技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用	0.3		0.3		
社会 地域 貢献・ 献	地理的条件	建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	2.0	3.4	2.0	3.4
	防災活動等による貢献	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の有無	1.0		1.0	
	県内企業の活用	当該工事に係る大分県内企業の活用計画	0.4		0.4	
加算点合計			10		10.0	

5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定

(1) 施工実績（経験）及び工事成績評定点の評価対象

企業及び配置予定技術者の評価項目である施工実績（経験）や工事成績評定点の「業種区分」、「同種工事区分」については、発注業種や工種等から該当する区分を選定する。

I. 業種区分

評価基準表の△△工事には、以下の業種区分から該当する区分を選択し記載する。

<業種区分表>

業種区分（29業種）		
土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	舗装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工・コンクリート工事	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・レンガ・ブロック工事	機械器具設置工事	

II. 同種工事区分

評価基準表の〇〇工事には、以下の同種工事区分から該当する区分を選択し記載する。

<同種工事区分表>

同種工事区分	工事実績情報サービス（CORINS）の公共事業の分野（例）	評価対象となる実績の代表的な工種（例）
道路・街路工事	道路	道路（街路）改良・橋梁上部【補修含む】（PC・鋼）・橋梁下部・トンネル（NATM）・電線共同溝・道路維持修繕・舗装・法面※地すべり対策は除く
河川・砂防工事	河川	築堤・護岸・樋門・水門
	砂防・地滑り	砂防ダム本体・渓流保全（流路工）・法面※地すべり対策は除く
港湾・海岸工事	港湾	防波堤・護岸・栈橋・サンドコンパクション
	海岸	
	海洋	
地すべり工事	道路	地すべり対策（アンカー・既製杭・場所打杭）
	砂防・地滑り	
下水道工事（農業集落排水工事を含む。）	下水道	下水道
	その他のライフライン	
	農業農村整備	農業集落排水
建築工事	建築	新・改築
電気工事	電気	道路（トンネル）照明・建築物照明
通信工事（土木設備工事）	通信	道路情報板・水位観測設備・ダム管理制御設備
通信工事（建築設備工事）	通信	建築物に付随する監視設備・映像設備
橋梁上部新設工事	道路、河川等	橋梁上部新設（PC橋・鋼橋）
橋梁上部補修工事	道路、河川等	橋梁上部補修（PC [RC] 上部及び床版橋・鋼橋）
トンネル工事	※全ての工事分類	トンネル（NATM）

〔評価基準表（別表Ⅰ）記載における留意事項〕

同種工事は、「業種区分」と「同種工事区分」の組み合わせで記載する。
記載にあたっての留意事項は以下のとおり。

同種工事区分	留意事項
道路・街路工事	同種工事の道路・街路工事は農道・林道工事を評価対象としない。
トンネル工事	同種工事のトンネル工事（NATM工法）は、すべての工事区分（道路・街路、河川・砂防、港湾・海岸等）及び農道・林道工事も評価対象とする。
河川・砂防工事	国は国土交通省、大分県は土木建築部の所管工事を評価対象とする。
通信工事（土木設備工事）	同種工事の通信工事（土木設備工事）は、河川・砂防・道路・港湾に係る電気通信工事に限る
橋梁上部新設工事	同種工事の橋梁上部新設工事は、道路・街路工事以外の工事区分（河川・砂防、港湾・海岸等）及び農道・林道工事も評価対象とする。
橋梁上部補修工事	同種工事の橋梁上部補修工事は、道路・街路工事以外の工事区分（河川・砂防、港湾・海岸等）及び農道・林道工事も評価対象とする。

(2) 優良工事担当履歴及び契約後 VE 提案採用実績の評価対象

配置予定技術者の評価項目である優良工事担当履歴や、企業の評価項目である優良工事表彰履歴及び契約後 VE 提案採用実績の評価対象の工種については、発注業種や工種等から該当する区分を選定する。

評価対象は、原則として、受賞（採用）工事における【業種区分（29業種）】の同一業種区分とする。

ただし、「土木一式工事」と「とび・土工・コンクリート工事」については、業種区分と併せて以下の業種・工種区分表から対象工種を限定する。

<業種・工種区分表>

業種区分（29業種）	工種区分	優良工事担当履歴・ 契約後 VE 提案採用対象工種
土木一式工事	トンネル工事	トンネル
	港湾工事	海洋土木
	PC 橋梁上部新設工事	PC 橋梁上部工事
	コンクリート橋梁補修（上部）工事	
	コンクリート橋梁補修（下部）工事	一般土木等
	一般土木工事	
	水門・樋門（土木）工事	
	堰（土木）工事	
とび・土工・コンクリート工事	道路付属物工事	道路付属物
	法面（表面浸食防止）工事	法面
	法面（地すべり防止目的）工事	地すべり
	地すべり防止工事	
	くい打ち工事	その他とび・土工工事
	コンクリート工事	
	その他（とび・土工関係）工事	

※コンクリート橋梁補修（上部）工事は「PC（RC）橋梁上部補修工事」と「橋梁床版補修工事」

[評価基準表の記載例]

例1) 令和4年度、令和5年度の優良工事表彰担当履歴

※発注する 舗装工事 での受賞のみ評価対象とする。

例2) 令和4年度、令和5年度の優良工事表彰担当履歴

※発注する 土木一式工事（一般土木等）での受賞のみ評価対象とする。

例3) 令和4年度、令和5年度の優良工事表彰担当履歴

※発注する とび・土工・コンクリート工事（地すべり）での受賞のみ評価対象とする。

注) () 書き内で対象工種を限定する。

6. 評価項目

6-1. 企業の施工実績

(1) 同種工事の施工実績〔企業〕

I. 評価基準等

企業の施工実績として、同種工事の施工実績を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：過去10年間の同種工事の施工実績

◇対象金額：請負代金額2千5百万円以上の同種工事の施工実績

※「解体工事」は、請負代金額1千万円以上（民間工事は2千5百万円以上）

◇対象区分：国又は県発注工事と国・県以外の公共工事を区分

※建築系工事の場合、「公立大学法人（芸短大、看護大）」の発注工事は大分県発注工事と同等に取り扱う。

※「解体工事」に限り、民間工事も評価対象とする。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点		
		標準	橋梁新設	建築工事
過去10年間の同種工事 （〇〇工事）の施工実績 の有無	国又は県	1.0	2.0	1.0
	国・県以外の公共工事	0.5	1.0	0.5
	上記以外	0.0	0.0	0.0

※〇〇工事は、請負代金額2千5百万円以上の△△工事に限る

ただし、解体工事は、請負代金額1千万円以上の解体工事に限る。

[評価の考え方]

○大分県の共通仕様書への理解や、地元調整等のノウハウから県発注工事を優位に評価。

○土木工事では「国」仕様書に準拠、建築工事では「国」と共通の標準仕様書を採用していること、施工管理基準等も同様であるため「国」を併記している。

○大分県と国以外の市町村、他県及び特殊法人等は、「国・県以外の公共工事発注機関」に位置づけて評価している。

○実績は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

○施工実績の加點評価を得られる業者の偏りが大きい「解体工事」に限り、対象工事を請負代金額1千万円以上の施工実績に拡大し、さらに「民間工事(請負金額2千5百万円以上に限る)」の施工実績も評価対象に加えたうえで、一部配点を見直した。(令和3年度～)

※同種工事は「業種区分」と「同種工事区分」の組み合わせで決まる。

同種工事区分は、〔5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定〕を参照。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(2) 工事成績評定点〔企業〕

I. 評価基準等

企業の施工実績として、工事成績評定点の平均点を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：過去4年間の同業種工事の工事成績評定点の平均点

※建築系工事は過去5年間を対象とする。

◇対象金額：最終設計金額5百万円以上の同業種工事の工事成績評定点

※土木一式工事は請負代金額3千5百万円以上

◇対象区分：大分県土木建築部発注工事

※「橋梁上部新設工事」は農林水産部発注工事も対象とする。

※建築系工事の場合、「教育庁(教育財務課)」「公立大学法人(芸短大、看護大)」の発注工事は土木建築部発注工事と同等に取り扱う。

<評価基準(例)>

評価項目	評価基準	配点
過去4年間の 工事成績評定点の平均値	82点以上	2.0
	80点以上 82点未満	1.8
	78点以上 80点未満	1.5
	76点以上 78点未満	1.3
	74点以上 76点未満	1.0
	上記以外	0.0

※発注する△△工事での最終設計金額5百万円以上の工事成績評定点を対象とする。

ただし、土木一式工事は、請負代金額3千5百万円以上の工事成績に限る。

[評価の考え方]

○土木建築部発注の場合は土木建築部発注工事を対象とする。

ただし、発注件数が少なく、現場条件に差が無く、事業による工事成績評定点に差がない「橋梁上部新設工事」の工事成績は農林水産部と統合している。

○災害復旧事業の応急工事及び災害等により緊急的な対応が必要となり随意契約した工事、発注者が対象外と指定した工事成績評定点は評価対象外としている。

○評定点は元請として評価を受けたものとし、共同企業体の構成員として評価を受けた場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

○「土木一式工事」では、格付け等級以下の等級に係る工事(橋梁補修工事等)の競争入札への参加を認めていることから、請負代金額3千5百万円以上の工事成績に限ることとしている。

※同業種工事は「業種区分」で決まる。

業種区分は、〔5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定〕を参照。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(3) 優良工事表彰履歴

I. 評価基準等

企業の施工実績として、優良工事表彰履歴を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：前年度の発注業種区分（及び対象工種）の優良工事表彰履歴

◇対象金額：全ての優良工事表彰履歴

◇対象区分：土木建築部長表彰と工事検査室長表彰及び土木事務所長表彰を区分

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
令和5年度の 優良工事表彰履歴	土木建築部長表彰	0.2
	工事検査室長表彰 or 土木事務所長表彰	0.1
	上記以外	0.0

※発注する△△工事での受賞のみを評価対象とする。

[評価の考え方]

○企業の持ち点の固定化が懸念されることから、前年度の表彰履歴のみを対象とする。

○表彰履歴は元請として受賞したものとし、共同企業体の構成員として受賞した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

※評価対象工種は、「業種区分」（及び「対象工種」）に限定する。

業種区分は、〔5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定〕を参照。

II. 適用工事

「施工計画等評価タイプ」を適用する全ての工種で評価項目とする。

※受注企業の偏りが懸念されることから、公正性の確保に配慮し、一定規模以上の工事を対象とする。

(4) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等

I. 評価基準等

企業の施工実績として、ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等を評価項目としている。
基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象認定等：厚生労働省の認定等及び大分県の表彰等のうち、以下を対象とする。

【厚生労働省の認定等】

「ユースエール認定」、「プラチナえるぼし認定・えるぼし認定」、「プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定」及び、認定の基準となっている「一般事業主行動計画」の策定・届出

【大分県の表彰等】

『「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰』、「おおいた女性活躍推進事業者表彰」及び、表彰の要件等となっている制度への登録等
なお、「女性活躍推進宣言」は令和7年度まで評価の対象とする。

<評価基準（例）>

評価基準	認定、表彰又は届出等	配点
A評価	①ユースエール認定	0.2
	②プラチナえるぼし認定、えるぼし認定	
	③プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定	
	④おおいた働き方改革推進優良企業表彰	
	⑤おおいた女性活躍推進事業者表彰	
B評価	⑥「一般事業主行動計画」の策定・届出	0.1
	⑦「おおいた子育て応援団」への登録	
	⑧「女性活躍推進宣言」、「女性活躍応援県おおいた認証企業」への登録	
上記以外		0.0

※認定・表彰等の確認方法は原則、以下のとおり。

認定、表彰又は届出等	確認方法
①、②、③	厚生労働省令に基づく認定の写し（都道府県労働局長の認定通知書の写し）
④、⑤	表彰状の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し
⑥	地方労働局の受付印のある届出書の写し
⑦	認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し
⑧	認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(6) 契約後V E・おおいた木の良さを生かした建築賞

(6) - 1. 契約後V E

I. 評価基準等

企業の施工実績として、契約後V E提案採用の実績を評価の選択項目としている。
基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：過去2年間の契約後V E提案採用の実績

◇対象区分：土木建築部発注工事の提案採用に限る

<評価基準(例)>

評価視点	評価項目	配点
過去2年間の 契約後V E提案採用の有無	実績あり	0.1
	上記以外	0.0

※評価対象工種は、「業種区分」(及び「対象工種」)に限定する。

業種区分は、[5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定]を参照。

II. 適用工事

「施工計画等評価タイプ」を適用する全ての土木工事及び建築系工事で選択制の評価項目とする。

(6) - 2. おおいた木の良さを生かした建築賞

I. 評価基準等

企業の施工実績として、おおいた木の良さを生かした建築賞2023の受賞実績を評価の選択項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象区分：建築一式工事のみに適用

<評価基準(例)>

評価視点	評価項目	配点
「おおいた木の良さを生かした建 築賞2023の受賞」の有無	実績あり	0.1
	上記以外	0.0

[評価の考え方]

○受賞実績は元請として受賞したものとし、共同企業体の構成員として受賞した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

II. 適用工事

建築一式工事で選択制の評価項目とする。

6-2. 配置予定技術者の能力

(1) 同種工事の施工経験〔技術者〕

I. 評価基準等

配置予定技術者の能力として、同種工事の施工経験を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：過去10年間の同種工事の施工経験

◇対象金額：請負代金額2千5百万円以上の同種工事の施工経験

※「解体工事」は、請負代金額1千万円以上

◇対象区分：国又は県発注工事と国・県以外の公共工事を区分

※建築系工事の場合、「公立大学法人（芸短大、看護大）」の発注工事は大分県発注工事と同等に取り扱う。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点	
		標準①	標準②
過去10年間の同種工事（〇〇工事）の施工経験の有無 ① 主任（監理・特例監理）技術者又は現場代理人 ② 監理技術者補佐	国又は県	0.8	0.4
	国・県以外の公共工事	0.4	0.2
	上記以外	0.0	0.0

※〇〇工事は、請負代金額2千5百万円以上の△△工事に限る。

ただし、解体工事は、請負代金額1千万円以上の解体工事に限る。

[評価の考え方]

○工場製作の過程を含む工事（工場製作主体の工事は除く）の場合は、「現地施工に配置する者」を対象とする。

○主任（監理・特例監理）技術者及び監理技術者補佐としての施工経験である場合は、工事期間の半分以上または6ヶ月以上従事していた者を評価対象とする。

○現場代理人としての施工経験である場合は、工事期間の半分以上または6ヶ月以上従事していた者で、かつ配置された時点で監理技術者になり得る資格を有していた者を評価対象とする。

○工場製作の過程を含む工事（工場製作主体の工事は除く）の施工経験である場合、現地施工に係るすべての期間に従事していた者を評価対象とする。

○監理技術者補佐の評価は、主任（監理・特例監理）技術者又は現場代理人の評価の概ね1/2の評価とする。

○大分県の共通仕様書への理解や、地元調整等のノウハウから県発注工事を優位に評価。

○土木工事では「国」仕様書に準拠、建築工事では「国」と共通の標準仕様書を採用していること、施工管理基準等も同様であるため「国」を併記している。

○大分県と国以外の市町村、他県及び特殊法人等は、「国・県以外の公共工事発注機関」に位置づけて評価している。

- 実績は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。
 - 施工実績の加点評価を得られる業者の偏りが大きい「解体工事」に限り、対象工事を請負代金額1千万円以上の施工経験に拡大したうえで、一部配点を見直した。(令和3年度～)
 - 過去の所属企業における施工経験も対象とする。
- ※同種工事は「業種区分」と「同種工事区分」の組み合わせで決まる。
同種工事区分は、〔5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定〕を参照。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(2) 主任（監理）技術者の保有する資格

I. 評価基準等

配置予定技術者の能力として、主任（監理）技術者の保有する資格を評価項目としている。
基本的な評価対象は以下のとおり。

- ◇対象資格：【土木工事】1級・2級（土木）施工管理技士等
 【解体工事】1級・2級（建築・土木）施工管理技士
 【設備工事】1級・2級（管・電気・電気通信）施工管理技士

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
主任（監理）技術者の保有する資格	土木：1級土木施工管理技士等 解体：1級（建築・土木）施工管理技士 設備：1級（管・電気・電気通信）施工管理技士	0.6
	土木：2級土木施工管理技士等 解体：2級（建築・土木）施工管理技士 設備：2級（管・電気・電気通信）施工管理技士	0.3
	上記以外	0.0

II. 適用工事

【土木工事】

配置予定技術者の1級土木施工管理技士の資格保有を入札参加要件としている評価タイプ又は工種は、評価項目としていない。

なお、1級土木施工管理技士等とは1級建設機械施工技士、技術士（対象部門）を含み、2級土木施工管理技士等とは2級建設機械施工技士を含む。

<土木工事適用工種>

予定価格	8千万円未満				8千万円以上
工種	一般土木等工事	舗装工事	コンクリート 橋梁補修（下部）工事	電気通信工事	電気通信工事

【建築系工事】

配置予定技術者の1級建築施工管理技士等の資格保有を入札参加要件としている評価タイプ又は工種は、評価項目としていない。

<建築系適用工種>

予定価格	8千万円未満				8千万円以上
工種	解体工事	管工事	電気工事	電気通信工事	解体工事

(3) 工事成績評定点〔配置予定技術者〕

I. 評価基準等

配置予定技術者の能力として、工事成績評定点の最高点を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：過去4年間の同業種工事の工事成績評定点の最高点

◇対象金額：請負代金額2千5百万円以上の同業種工事の工事成績評定点

※「解体工事」は、請負代金額5百万円以上

◇対象区分：大分県土木建築部発注工事

※「橋梁上部新設工事」は農林水産部発注工事も対象とする。

※建築系工事の場合、「教育庁(教育財務課)」「公立大学法人(芸短大、看護大)」の発注工事は土木建築部発注工事と同等に取り扱う。

<評価基準(例)>

評価項目	評価基準	配点	
		標準①	標準②
過去4年間の工事成績評定点の最高点	85点以上	1.2	0.6
① 主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人	80点以上 85点未満	1.0	0.5
	75点以上 80点未満	0.6	0.3
② 監理技術者補佐	上記以外	0.0	0.0

※発注する△△工事での請負代金額2千5百万円以上の工事成績評定点を対象とする。

ただし、解体工事は請負代金額5百万円以上の工事成績を対象とする。

[評価の考え方]

○土木建築部発注の場合は土木建築部発注工事を対象とする。

ただし、発注件数が少なく、現場条件に差が無く、事業による工事成績評定点に差がない「橋梁上部新設工事」の工事成績は農林水産部と統合している。

○災害復旧事業の応急工事及び災害等により緊急的な対応が必要となり随意契約した工事で、発注者が対象外と指定した工事成績評定点は評価対象外としている。

○主任(監理・特例監理)技術者・現場代理人・監理技術者補佐としての施工経験及び、工場製作の過程を含む工事(工場製主体の工事は除く)の施工経験に関する評価対象の工事期間、資格の考え方は、(1)同種工事の施工経験〔技術者〕と同様とする。

○監理技術者補佐の評価は、主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人の評価の概ね1/2の評価とする。

○評定点は元請として評価を受けたものとし、共同企業体の構成員として評価を受けた場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

○施工実績の加点評価を得られる業者の偏りが大きい「解体工事」に限り、対象工事を請負代金額5百万円以上の工事成績評定点に拡大したうえで、一部配点を見直した。(令和3年度～)

○過去の所属企業における工事成績評定点も対象とする。

※同業種工事は「業種区分」で決まる。

業種区分は、〔5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定〕を参照。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(4) 優良工事担当履歴

I. 評価基準等

配置予定技術者の能力として、優良工事担当履歴を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

- ◇対象期間：過去2年間の発注業種区分（及び対象工種）の優良工事担当履歴
- ◇対象金額：全ての優良工事担当履歴
- ◇対象区分：土木建築部長表彰と工事検査室長表彰及び土木事務所長表彰を区分

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
令和4,5(,6)年度の優良 工事表彰歴	土木建築部長表彰	0.3
	工事検査室長表彰 or 土木事務所長表彰	0.2
	上記以外	0.0

※発注する△△工事での受賞のみを評価対象とする。

[評価の考え方]

- 主任（監理・特例監理）技術者として従事した受賞工事を対象とする。
- 過去の所属企業における受賞歴も対象とする。
- 当該年度の表彰歴は、表彰者が確定した10月以降に公告した工事から評価対象とする。
- 担当履歴は元請として受賞したものとし、共同企業体の構成員として受賞した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

※評価対象工種は、「業種区分」（及び「対象工種」）に限定する。

業種区分は、〔5. 評価対象となる「業種区分」・「同種工事区分」等の選定〕を参照。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(5) CPDの取組状況

I. 評価基準等

配置予定技術者の能力として、CPD（継続教育）の取組状況を評価項目としている。
基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象期間：学習履歴証明書の証明日が技術資料提出期限の前日から起算して過去1年以内のものに限る。

証明日から起算して過去1年間のユニット数を評価。

◇対象ユニット数：建設系CPD協議会加盟団体（19団体）が定める1年間の推奨ユニット数以上である場合に評価。

<評価対象表（例）>

工事種類	協議会名	推奨ユニット数 (1年間)	評価ユニット数 (1年間)
土木系	⑨全国土木施工管理技士会連合会	20	20
	⑫土木学会	50	50
	⑭日本技術士会	50	50
建築系	②建設業振興基金	12	12
	⑮日本建築士会連合会	12	12

※上表は代表的な団体の評価対象であり、工事案件毎に対象となるCPDを設定する。

（設備工事の場合は、設備系CPDを設定。）

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
CPD（継続教育）の取組 状況	取組あり (各団体推奨 ユニット数以上)	土木系 予定価格8千万円以上 0.3 予定価格8千万円未満 0.2 建築系 共通 0.5
	上記以外	0.0

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

Ⅲ. 参考

i. 建設系 CPD 協議会とは

建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間での CPD（継続教育）の推進に係わる連絡や調整を図る。

ii. CPD（継続教育）とは

生涯にわたり技術者としての義務を果たし、責任を全うしていくためには、常に最新の知識や技術を修得し、自己の能力の維持・向上を図ることが不可欠である。

大学等における基礎教育もさることながら、実社会に出たからの実務を通じた修習や資格取得後の学習が技術者の成長にとって必要であることは言うまでもない。

国際化の進展や国内の雇用情勢の変化等により、技術者の継続教育（CPD：Continuing Professional Development）の必要性が広く認識されている。

iii. 建設系 CPD 協議会加盟団体（19 団体）

No.	学協会名称	CPD登録者 (個人)数	推奨獲得 CPD単位(/年)	年間主催 プログラム
①	(公社) 空気調和・衛生工学会	3,413	50	100
②	(一財) 建設業振興基金	3,245	12	1,450
③	(一社) 建設コンサルタンツ協会	44,867	50	120
④	(一社) 交通工学研究会	1,720	50	10
⑤	(公社) 地盤工学会	8,877	50	80
⑥	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	5,600	20	10
⑦	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	22,700	50	40
⑧	(一社) 全国測量設計業協会連合会	600	20	80
⑨	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	160,000	20	90
⑩	(一社) 全日本建設技術協会	124	25	15
⑪	土質・地質技術者生涯学習協議会	6,696	50	90
⑫	(公社) 土木学会	40,533	50	120
⑬	(一社) 日本環境アセスメント協会	436	50	40
⑭	(公社) 日本技術士会	7,716	50	400
⑮	(公社) 日本建築士会連合会	58,000	12	2,600
⑯	(公社) 日本コンクリート工学会	56,900	推奨値なし	50
⑰	(公社) 日本造園学会	7,313	50	430
⑱	(公社) 日本都市計画学会	1,152	50	60
⑲	(公社) 農業農村工学会	15,493	50	50

※建設系 CPD 協議会ホームページ掲載資料(令和6年2月28日確認)

(6) 専門資格の保有

I. 評価基準等

配置予定技術者の能力として、専門資格の保有を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象の専門資格：評価対象としている専門資格とその適用工事は以下のとおり。

<評価基準（例）>

評価基準	専門資格	適用工事	配点
資格あり	1級舗装施工管理技術者	舗装工事	0.2
	地すべり防止工事士	地すべり工事	
	コンクリート診断士	コンクリート橋梁補修（下部）工事	
		コンクリート橋梁補修（上部）工事	
	プレストレスコンクリート（PC）技士	PC橋梁上部新設工事	
	のり面施工管理技術者	法面（表面浸食防止）工事	
2級舗装施工管理技術者	舗装工事	0.1	
上記以外			0.0

II. 適用工事

土木系工事のうち、評価対象の専門資格に該当する工事で評価項目とする。

- 舗装工事
- 地すべり工事
- コンクリート橋梁補修（下部）工事
- コンクリート橋梁補修（上部）工事
- PC橋梁上部新設工事
- 法面（表面浸食防止）工事

建築系工事では対象工事なし。

(7) 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用

I. 評価基準等

現場に従事する建設技能者の能力として、建設マスター・登録基幹技能者の活用を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象技能者：当該工種の作業に従事する、建設マスター・登録基幹技能者

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
本工事の作業内容に応じた職種 の建設マスター・登録基幹技能者 を活用	活用計画あり	0.3
	活用計画なし、または本工事における工種 ではない	0.0

[評価の考え方]

- 複数工種、複数名の活用計画で、実績が1工種1名であっても計画の履行を認める。
- 現場着手後に記載した者を変更する場合は同じ職種に限り、変更を認める。
- 本工事内容に該当しない工種に配置している場合や配置工種に対して適切ではない職種を活用する場合は評価しない。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

Ⅲ. 参考

<建設マスターデータベースに基づく大分県内登録者の動向>

種類	R02			R03			R04			R05			対前年	
	県内	(全国)	県内/全国	県内(全国)										
塗装工	13	[504]	2.58%	13	[523]	2.49%	14	[538]	2.60%	15	[550]	2.73%	1	[12]
トンネル工	9	[99]	9.09%	9	[103]	8.74%	10	[109]	9.17%	10	[112]	8.93%		[3]
大工	21	[1236]	1.70%	22	[1279]	1.72%	23	[1324]	1.74%	23	[1357]	1.69%		[33]
舗装工	18	[533]	3.38%	18	[564]	3.19%	19	[594]	3.20%	23	[625]	3.68%	4	[31]
内装仕上工	2	[314]	0.64%	3	[331]	0.91%	3	[346]	0.87%	3	[362]	0.83%		[16]
土工	13	[1475]	0.88%	13	[1545]	0.84%	14	[1629]	0.86%	14	[1707]	0.82%		[78]
熱絶縁工	1	[61]	1.64%	1	[64]	1.56%	1	[68]	1.47%	1	[71]	1.41%		[3]
ガラス工		[70]			[73]			[76]			[79]			[3]
鉄筋工	3	[514]	0.58%	3	[541]	0.55%	3	[559]	0.54%	3	[579]	0.52%		[20]
潜水士	1	[26]	3.85%	2	[30]	6.67%	2	[34]	5.88%	2	[37]	5.41%		[3]
タイル工		[205]			[211]			[217]			[220]			[3]
とび工	6	[596]	1.01%	6	[620]	0.97%	7	[644]	1.09%	8	[667]	1.20%	1	[23]
消防施設工		[64]			[66]			[69]			[71]			[2]
左官工	2	[301]	0.66%	2	[309]	0.65%	2	[319]	0.63%	2	[324]	0.62%		[5]
建設機械運転工	8	[1066]	0.75%	11	[1105]	1.00%	12	[1150]	1.04%	12	[1197]	1.00%		[47]
レンガ工		[1]			[1]			[1]			[1]			
配管工	4	[401]	1.00%	4	[419]	0.95%	4	[433]	0.92%	4	[449]	0.89%		[16]
電気工	4	[611]	0.65%	4	[636]	0.63%	4	[660]	0.61%	4	[687]	0.58%		[27]
建具工		[240]			[252]			[262]			[273]			[11]
防水工		[112]			[117]			[124]			[130]			[6]
橋梁特殊工	10	[259]	3.86%	10	[274]	3.65%	10	[286]	3.50%	10	[300]	3.33%		[14]
造園工	6	[544]	1.10%	6	[572]	1.05%	6	[595]	1.01%	7	[618]	1.13%	1	[23]
板金工	4	[178]	2.25%	5	[185]	2.70%	5	[188]	2.66%	5	[194]	2.58%		[6]
さく井工	2	[63]	3.17%	2	[63]	3.17%	2	[66]	3.03%	2	[70]	2.86%		[4]
鋼構造物工	1	[183]	0.55%	1	[190]	0.53%	1	[200]	0.50%	1	[206]	0.49%		[6]
屋根工	2	[172]	1.16%	2	[179]	1.12%	2	[188]	1.06%	2	[196]	1.02%		[8]
しゅんせつ工		[119]			[126]			[133]			[138]			[5]
アンカー工	1	[31]	3.23%	1	[34]	2.94%	1	[39]	2.56%	1	[42]	2.38%		[3]
推進工		[58]			[60]			[63]			[66]			[3]
コンクリート工	2	[129]	1.55%	2	[137]	1.46%	2	[142]	1.41%	2	[149]	1.34%		[7]
ブロック工	1	[45]	2.22%	1	[46]	2.17%	1	[47]	2.13%	1	[50]	2.00%		[3]
シールド工		[38]			[38]			[38]			[38]			
電気通信工	1	[150]	0.67%	1	[158]	0.63%	1	[163]	0.61%	1	[170]	0.59%		[7]
機械器具設置工	1	[179]	0.56%	1	[186]	0.54%	1	[193]	0.52%	1	[198]	0.51%		[5]
ボーリング工		[28]			[29]			[30]			[30]			
軌道工		[30]			[31]			[32]			[33]			[1]
道路標識設置工		[80]			[84]			[88]			[91]			[3]
ウェルポイント工		[23]			[24]			[24]			[25]			[1]
法面工		[45]			[54]			[58]			[63]			[5]
解体工		[22]			[22]			[23]			[24]			[1]
その他		[28]			[28]			[28]			[28]			
注入工		[32]		1	[37]	2.70%	1	[44]	2.27%	1	[50]	2.00%		[6]
潜函工		[17]			[17]			[19]			[19]			
水道施設工		[13]			[13]			[13]			[13]			
石工		[20]			[20]			[22]			[24]			[2]
ALC工		[3]			[3]			[4]			[4]			
畳工		[1]			[1]			[1]			[1]			
ひき家工		[1]			[1]			[1]			[1]			
公告物設置工		[11]			[11]			[12]			[13]			[1]
切断穿孔工	1	[22]	4.55%	1	[24]	4.17%	1	[26]	3.85%	2	[29]	6.90%	1	[3]
清掃施設工														
はつり工		[3]			[3]			[3]			[3]			
粗朶沈床工														
鳶工		[1]			[1]			[1]			[1]			
ALC工		[1]			[1]			[1]			[1]			
PC工														
土木部		[1]			[1]			[1]			[1]			
コンクリート工		[3]			[3]			[3]			[3]			
型枠大工		[1]			[1]			[1]			[1]			
シールド工		[1]			[1]			[1]			[1]			
アンカー工		[2]			[2]			[2]			[2]			
合計等	137	10,966	1.25%	145	11,449	1.27%	152	11,935	1.27%	160	12,394	1.29%	8	459

<登録基幹技能者データベースに基づく大分県内登録者の動向>

種類	R02 (2021.2.25調べ)			R03 (2022.2.24調べ)			R04 (2023.2.28調べ)			R05 (2024.2.29調べ)			対前年 増加人数		
	県内	(全国)	県内/全国	県内	(全国)	県内/全国	県内	(全国)	県内/全国	県内	(全国)	県内/全国	県内	全国	
電気工事	119	[8022]	1.48%	119	[8626]	1.38%	139	[8780]	1.58%	149	[8,926]	1.67%	10	[146]	
橋梁	11	[833]	1.32%	16	[833]	1.92%	16	[899]	1.78%	16	[956]	1.67%		[57]	
造園	34	[2552]	1.33%	34	[2691]	1.26%	34	[2755]	1.23%	35	[2,907]	1.20%	1	[152]	
コンクリート圧送	6	[854]	0.70%		[870]		5	[910]	0.55%	5	[940]	0.53%		[30]	
防水	14	[1798]	0.78%	14	[1798]	0.78%	15	[1936]	0.77%	15	[2,049]	0.73%		[113]	
トンネル	31	[561]	5.53%	32	[560]	5.71%	37	[596]	6.21%	37	[615]	6.02%		[19]	
建設塗装	28	[2710]	1.03%	28	[3036]	0.92%	30	[3267]	0.92%	34	[3,482]	0.98%	4	[215]	
左官	4	[926]	0.43%	4	[926]	0.43%	4	[632]	0.63%	6	[1,979]	0.30%	2	[1347]	
機械土工	208	[9732]	2.14%	208	[9774]	2.13%	227	[10602]	2.14%	224	[10,886]	2.06%	-3	[284]	
海上起重	18	[1331]	1.35%	18	[1383]	1.30%	25	[1436]	1.74%	25	[1,525]	1.64%		[89]	
PC	16	[979]	1.63%	16	[874]	1.83%	17	[1063]	1.60%	17	[1,093]	1.56%		[30]	
鉄筋	35	[4104]	0.85%	17	[4338]	0.39%	39	[4721]	0.83%	38	[4,976]	0.76%	-1	[255]	
圧接	2	[522]	0.38%	2	[518]	0.39%	2	[524]	0.38%	2	[530]	0.38%		[6]	
型枠	81	[5748]	1.41%	81	[5774]	1.40%	82	[6090]	1.35%	81	[6,187]	1.31%	-1	[97]	
配管	61	[3864]	1.58%	61	[3956]	1.54%	65	[4040]	1.61%	66	[4,188]	1.58%	1	[148]	
鳶・土工	192	[7502]	2.56%	192	[7758]	2.47%	191	[8288]	2.30%	190	[8,710]	2.18%	-1	[422]	
切断穿孔	11	[421]	2.61%	11	[421]	2.61%	13	[435]	2.99%	13	[462]	2.81%		[27]	
内装仕上工事	25	[4494]	0.56%	25	[4539]	0.55%	26	[4898]	0.53%	26	[5,156]	0.50%		[258]	
サッシ・カーテン	4	[1028]	0.39%	4	[1098]	0.36%	4	[1044]	0.38%	4	[889]	0.45%		-[155]	
エクステリア		[223]			[222]			[205]			[211]			[6]	
建築板金	16	[2942]	0.54%	16	[2981]	0.54%	20	[2947]	0.68%	20	[3,068]	0.65%		[121]	
外壁仕上		[197]			[197]			[155]			[102]			-[53]	
ダクト	32	[1528]	2.09%	32	[1624]	1.97%	34	[1709]	1.99%	32	[1,701]	1.88%	-2	-[8]	
保温保冷	9	[983]	0.92%	9	[1101]	0.82%	9	[1167]	0.77%	7	[962]	0.73%	-2	-[205]	
グラウト		[841]			[841]			[840]			[844]			[4]	
冷凍空調	4	[1212]	0.33%	4	[1213]	0.33%	1	[958]	0.10%	4	[1,307]	0.31%	3	[349]	
運動施設		[170]			[211]			[218]			[220]			[2]	
基礎工	6	[1395]	0.43%	6	[1438]	0.42%	11	[1552]	0.71%	10	[1,628]	0.61%	-1	[76]	
タイル張り	1	[327]	0.31%	1	[327]	0.31%	1	[332]	0.30%	1	[330]	0.30%		-[2]	
標識・路面表示	18	[1634]	1.10%	18	[1672]	1.08%	19	[1720]	1.10%	17	[1,811]	0.94%	-2	[91]	
消火設備	3	[325]	0.92%	3	[391]	0.77%	3	[435]	0.69%	3	[482]	0.62%		[47]	
建築大工		[773]			[892]		1	[962]	0.10%	1	[1,085]	0.09%		[123]	
硝子工事	2	[262]	0.76%	2	[397]	0.50%	2	[283]	0.71%		[247]		-2	-[36]	
ALC	1	[749]	0.13%	1	[749]	0.13%	3	[919]	0.33%	3	[1,020]	0.29%		[101]	
土工	8	[310]	2.58%	8	[513]	1.56%	16	[1004]	1.59%	16	[1,004]	1.59%			
ウレタン断熱											[117]			[117]	
発破・破砕								[52]			[64]			[12]	
建築測量											[20]			[20]	
解体															
圧入工											3	[176]	1.70%	3	[176]
送電線工事															
さく井											[91]			[91]	
あと施工アンカー															
計装															
合計等	1,000	71,852	1.39%	982	74,542	1.32%	1,091	78,374	1.39%	1,100	82,946	1.33%	9	4,572	

6-3. 地域・社会貢献度

(1) 地理的条件（本店等の所在地）

I. 評価基準等

地域・社会貢献度として、地理的条件（本店等の所在地）を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

- ◇対象区分：主たる営業所（本店）の所在地を市町村、土木事務所管内、県内で区分して評価
「PC 橋梁上部新設工事」及び「鋼構造物工事」は、主たる営業所（本店）に加え、自社工場の所在地も評価対象とする。
「橋梁上部新設工事」に限り、区分を県内と県外のみとする。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点	配点※ 橋梁上部新 設工事
建設業法上の主たる営業所 （本店）の所在地	工事箇所である市町村に所在	2.0	—
	〇〇土木事務所管内に所在	1.5	—
	県内に所在	1.0	1.0
	上記以外	0.0	0.0

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(2) 防災活動等による貢献（大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の締結）

I. 評価基準等

地域・社会貢献度として、防災活動等による貢献（大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の締結）を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象協定：評価対象となる大分県管理の公共施設を対象とした防災協定は以下のいずれか。

◆大分県土木建築部と一般社団法人大分県建設業協会との協定に基づいた、〇〇土木事務所と一般社団法人大分県建設業協会〇〇支部との協定

◆大分県農林水産部漁港漁村整備課長と全日本漁港建設協会大分県支部長との協定

◇対象区分：「工事箇所を所管する土木事務所等との協定締結」と「大分県管理の公共施設を対象とした協定締結」に区分して評価。

「橋梁上部新設工事」、「その他特殊工事」、「建築設備工事」、「建築一式工事」、「解体工事」は、協定締結の有無により評価する。

<評価基準（例）>

適用工種	評価基準	配点
一般土木等工事 舗装工事、地すべり工事等 トンネル工事 港湾工事 橋梁補修工事	〇〇土木事務所等との防災協定	1.0
	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定	0.5
	上記以外	0.0
橋梁上部新設工事 その他特殊工事 建築設備工事 建築一式工事 解体工事	防災協定あり	0.5
	上記以外	0.0

[評価の考え方]

○令和元年 6 月改正の品確法において、公共工事の品質は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。とされており、そのために必要な措置として防災協定の締結等に努めることが位置づけられている。

○上記の法の趣旨を踏まえ、評価対象の協定は大分県管理の公共施設を対象とした防災協定に限定している。また、災害発生後に初動活動が見込まれない「橋梁上部新設工事」、「その他特殊工事」は、“協定締結の有無”により評価する。

同様に、「建築一式工事」、「解体工事」、「建築設備（機械・電気等）工事」も、工事目的物が評価対象の協定の対象外施設であることから、“協定締結の有無”により評価する。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

(3) 県内企業の活用

I. 評価基準等

地域・社会貢献度として、県内企業の活用を評価項目としている。

基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象金額：請負代金額5百万円以上の全ての下請人が対象

<評価基準(例)>

評価項目	評価基準	配点：土木	配点：建築
県内企業の活用	県内元請施工又は県内企業から下請人を選定 ※請負代金額500万円以上の全ての下請け	0.4 (0.2)	1.2 (0.9)
	上記以外	0.0	0.0

※配点の()は、「特定工事(業務)の受注実績」又は、「県産資材の優先使用」等を追加で選択した場合。

[評価の考え方]

- 請負代金額500万円以上の全ての下請人(2次下請以降も含む)を県内企業から選定する場合に評価する。
- 技術提案の施工に関する特殊な工法は、県内企業の活用の適用外とする。
- 施工可能な県内企業が限られている工種については、「県内企業の活用」の適用外工種とする。
- 県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。
県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所がある企業は、ここでの県内企業には該当しない。
- 県内企業が全て自社施工する場合は評価する。

II. 適用工事

土木工事及び建築系工事の全ての工種で評価項目とする。

Ⅲ. 参考

〈近年の適用対象外工種の例〉

評価対象外工種	工事内容等
栈橋下面補修工 サンドコンパクション工 ケーソン工 矢板工（無振動クリア工法） 連続鉄筋コンクリート舗装工 地盤改良工（スーパージェット工法） 地盤改良工（MITS工法） 裏込注入工 仮締切工（STEP工法） 仮締切工（LPF工法）	港湾 港湾 港湾 河川 道路（トンネル舗装） 道路 道路 道路（トンネル補修） 道路（橋脚耐震補強） 道路（橋脚耐震補強）
地盤改良工 既設露出固定柱脚工 深層混合処理工 場所打ちコンクリート杭工 エレベータ工 厨房機器設置工 聴能室測定室遮音工 移動棚・家具 既製コンクリート杭 リフトアップ式ファブリックドア PC合成床スラブ ガラスカーテンウォール コンボルトタンク 段差解消機	建築
ポリウレタン系全天候型舗装工 レーンライン工 レーンマーキング工 超速硬化型ウレタン塗膜工 仮設吊り足場（先行床施工式フロア型システム吊足場） フィールド面養生	建築（競技場）

(4) 特定工事（業務）の受注実績

I. 評価基準等

地域・社会貢献度として、特定工事（業務）の受注実績を評価の選択項目としている。
令和4年度から特定工事（業務）の指定を行い、その受注実績を令和5年度より評価している。
基本的な評価対象は以下のとおり。

- ◇対象期間：過去2年間の特定工事（業務）の受注実績
- ◇対象金額：指定された全ての特定工事（業務）の受注実績
- ◇対象区分：発注者が指定した特定工事（業務）の受注実績の件数に応じて評価
特定工事（業務）の受注実績件数で2件以上と1件を区分

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
過去2年間の特定工事（業務）の受注実績 ※令和4,5年度に完了したものに限り	2件以上の受注実績あり	(0.2)
	1件の受注実績あり	(0.1)
	上記以外	(0.0)

[評価の考え方]

- 過去2年間に特定工事（業務）を指定していれば評価項目に設定する。
- 評価対象とする特定工事（業務）は、過去2年間に完了したものとする。
- 適用工事と同一の土木事務所管内の受注実績のみを対象とする。

[特定工事（業務）の指定に関する留意事項]

- 特定工事（業務）は、災害復旧工事や道路維持管理委託業務などの現場条件が厳しい工事（業務）を発注者が指定し、その旨を特記仕様書等に明記する。
- 特定工事（業務）の指定にあたっては、現場条件や入札不調の発生状況、地域の建設業界の受注体制などを考慮する。
- 適用工事（一般土木工事）の入札参加要件を満たす業者が入札に参加する工事を指定する。

II. 適用工事

一般土木工事のうち「施工計画等評価タイプ」を適用する工事で選択制の評価項目とする。
※指定した特定工事（業務）がある事務所のみで評価項目に設定する。

(5) ボランティア活動

I. 評価基準等

地域・社会貢献度として、ボランティア活動を評価の選択項目としている。
基本的な評価対象は以下のとおり。

◇対象区分：過去1年間に小規模集落応援隊の活動実績がある場合に評価

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
過去1年間の ボランティア活動の有無	ボランティア活動の実績あり	(0.2)
	上記以外	(0.0)

※評価対象とする活動は、小規模集落応援隊の活動とする。

[評価項目の考え方]

○小規模集落応援隊への建設業協会支部の登録など、活動の実態を把握したうえで、必要に応じて評価項目として選択する。

II. 適用工事

土木工事のうち一般土木工事のみ選択制の評価項目とする。

7.【参考】評価基準及び関係様式等

(1) 評価項目の適用一覧表

評価項目の適用一覧表は下表のとおりである。

<評価項目の適用一覧表>

土木一式工事における標準例

評価視点	評価項目	施工実績等評価タイプ		施工計画等評価タイプ			
		標準型	企業実績重視型	標準型	技術提案重視型		
企業の技術力	施工計画	施工計画に関する技術的所見	－	－	○	○	
	企業の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績の有無	○	○	○	○	
		過去4年間の工事成績評定点の平均値	○	○	○	－	
		過去1年間の優良工事表彰履歴	－	－	○	－	
		ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等	○	○	○	○	
		指名停止等措置の有無	○	○	○	○	
		過去2年間の「契約後 VE 提案採用」の有無	－	－	選択	選択	
	配置予定技術者の能力	過去10年間の同種工事の施工経験の有無	○	○	○	○	
		主任技術者の保有する資格	○	○	－	－	
		過去4年間の工事成績評定点の最高点	○	－	○	－	
		過去2年間の優良工事担当履歴	○	－	○	－	
		C P D (継続教育) の取組状況	○	○	○	○	
		専門資格の保有	○	○	○	○	
			技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画	○	○	○	○
	地域・社会貢献度	地理的条件（地域精度度）	建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	○	○	○	○
		防災活動等による貢献	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定の有無	○	○	○	○
県内企業の活用		当該工事に係る大分県内企業の活用計画	○	○	○	○	
特定工事（業務）		過去2年間の特定工事（業務）の受注実績	－	－	選択	－	
ボランティア活動による貢献		過去1年間のボランティア活動の有無	選択	選択	選択	選択	

(2) 評価基準

当ガイドラインに基づき評価基準表を作成している。
評価基準表は毎年度4月と10月に更新している。

(3) 関係様式

当ガイドラインに基づき各種関係様式を作成している。
各種関係様式は毎年度4月に更新している。

[関係様式の掲示場所]

○大分県ホームページ（入札参加者向けの関係様式等）

トップページ > 組織からさがす > 土木建築部 > 公共工事入札管理室 > 総合評価落札方式について

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>